

令和2年第4回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和2年9月9日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令 和 2 年 9 月 10 日 午 前 9 時 00 分 令 和 2 年 9 月 10 日 午 後 4 時 28 分			議 長 西 原 好 文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○
	3	金 丸 祐 樹	○	8	吉 岡 隆 幸	○
	4	井 上 敏 文	○	9	瀧 上 正 昭	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	7 番	池 田 和 幸	8 番	吉 岡 隆 幸	9 番	瀧 上 正 昭
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	環 境 課 長	武 富 元	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	産 業 課 長	一ノ瀬 和 義	○
	教 育 長	吉 田 功	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	納 富 智 浩	○
	総 務 課 長	山 中 晴 巳	○	こ ども 教 育 課 長	百 武 一 治	○
	建 設 課 長	武 富 和 隆	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	福 祉 課 長	松 尾 徳 子	○	政 策 課 長	田 中 盛 方	○
	町 民 課 長	溝 口 進 洋	○	幼 児 教 育 セ ン タ ー 所 長	西 村 真 由 美	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	平 川 智 敏				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽令和2年9月10日

日程第1 一般質問

## 一 般 質 問 (令和2年9月定例会)

氏 名	件 名 (要 旨)
三 苦 紀美子	1. 町道「のり面」の取り扱いについて 2. 下水道における不明水問題について 3. 要支援者の避難問題について
池 田 和 幸	1. 危険な状態になっている空き家の現状と対策は 2. これからの選挙、投票時間等の見直しは
瀧 上 正 昭	1. 東古川に面する圃場から地下水位低下等を図るために設ける暗渠排水について 2. 大雨時における災害対策を行う上での排水機場、排水樋管等について
江 頭 義 彦	1. 小・中学校等のトイレの環境の改善について 2. 町政施行70年に向けた取り組みについて
金 丸 祐 樹	1. 学生・自動の熱中症対策・予防について 2. AED設置について 再度問う

---

午前9時 開議

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第4回江北町議会定例会会期2日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問となっております。

日程第1 一般質問

○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、配付しております質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

6番三苦紀美子君の発言を許可いたします。御登壇願います。

### ○三苦紀美子議員

皆さんおはようございます。発言の許可をいただきましたので、これから通告に従い、一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1問、私が住む地域は年1回前後、道路及び宅地の一部が冠水する被害が発生します。過去より幾度か冠水被害問題で討議してきた経緯もございます。町道のり面洗い流し被害発生の原因は、路面に降った雨が道路側溝がないために直接のり面を洗う、また冠水に伴い、のり面を洗うなどが考えられます。農地の保全上、石の流出防止及び道路舗装の保全のために、ぜひとも対策をお願いいたしたいと思っております。

農道につきましては、過去より多面的機能支払交付金制度での対応を要求されてきたようですが、平成30年に冠水被害地帯という特殊性に基づき承認されたようで、平成31年度よりのり面をコンクリートで打設されています。私も現場を見てまいりましたが、ほっとするような状況でございました。

過去、地元から行政へのり面の対応を要望されてきたようですが、答えとして、1地区をすると町全体に波及するからとの理由で机上に乗らなかったようでございますが、町民にとっていいことが町全体に波及するのがなぜいけないのか、執行部の答弁に少し頭を痛めているところでございます。

一部個人で対応された箇所もあり、ぜひとも早急に、前向きに対応をお願いいたしたく質問いたします。

のり面の洗い流しの防止対策を強く望んでいるのに現状はどうなっているのか、また、同様の状況が確認される地域がほかにはないのか、お尋ねしたいと思います。御答弁よろしくお願いたします。

### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富建設課長。

### ○建設課長（武富和隆）

皆さんおはようございます。それでは、三苦議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、のり面の取扱いについてですけれども、農地に隣接した町道とか農道ののり面につ

きましては、現状では農地所有者とか耕作者により管理を行っております。のり面の洗い流しの対策としましては、張りコンクリートとか防草シート等が考えられますが、現状では町の対応等は行っておりません。

同様の状況は町の他の地域でも確認はされておりますけれども、それは個人で張りコンクリート等の対処を行っているところであります。要望、相談があったときは農地の所有者の対応でお願いしたいと思っておりますので、これにつきましては現状で御理解を願いたいと思っております。

以上です。

**○西原好文議長**

三苦君。

**○三苦紀美子議員**

そういうお答えであろうということは想像いたしておりましたが、これについてどういう方法があるのか、何点か検討をなさった経過はありますか、お答えいただきたいと思っております。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富建設課長。

**○建設課長（武富和隆）**

その件につきましては、張りコンクリートとか、そういったのを、例えば、コンクリートの物資の供給とか、その辺の対応を考えておりましたけれども、ただ、やっぱりどうしても人手とか、そういったのが要りますので、個人に対応するという事はちょっと考えてはおりません。

以上です。

**○西原好文議長**

三苦君。

**○三苦紀美子議員**

そう言っていただくと、期待している農家の方たちに非常に悪い気がいたしますが、どうでしょうかね、舗装している町道が雨に打たれて中から石が出て、後々町道の舗装も危なくなるような状態になってくるのではないかと思います、そんな中で、町長、このことは皆さんの願いが入っているわけですが、トップとしてできません、個人でしてください、そういうことだったら、こういう一般質問の机上に立ちません。いかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。私としては、よろしければ、もう少し担当課長として詳細なる審議をした上で最終的な判断ということで、私が答弁をする場面があれば、させていただければなというふうには思っておりました。そうしませんと、結局、何でも町長が答弁すればいいと。町長だから、その最終的なところを言えということだと思いますけれども、当然私の権限というものは全て各課に分散をされていて、そういう中で、課長がその陣頭指揮をとって日々の業務に当たっておるわけであります。ですので、もう少し深い議論を——深い議論というか、深い答弁をといてまいりましょうか、やっぱり担当課長のほうでしてくれた上で、最終的にどうするかということは私が申し上げんばいかんかなというふうには思っているんですけれども、御指名でありますから、答弁をさせていただきたいと思います。

今回、御質問で町道や農道をとというふうなことでございました。現実的には、なかなか私どもは暮らしの中でここは町道、ここは農道というのはあんまり区別なく多分通行をしているんだというふうに思います。ただ、本来的にはもちろん、道路を整備する意味であるとか、またはそのときに活用する財源であるとかいうことには明らかな違いがあるわけであります。なかなかそこが今見えなくなっているものだからですね。

ですので、先ほど担当課長は一刀両断お願いしますということでしたけれども、そういう意味では、もう少し詳細なる整理をせんばいかんとじゃなかかなと思います。そもそも町道は何なのかとか。町道というのは、基本的には車や人の往来、これは町民だけではなくて、移動をするための基盤として整備をされたものでありますから、そこに水がたまったりするのは通行の支障になると。しかも、これは道路に起因する雨水であるものですから、そういうものについてはやっぱりしっかり道路で受け止めんばいかんということで、私の認識としては、一般的に言えば、基本的にはちゃんと道路側溝があったりしているんじゃないかなと、そういう排水がですね。

一方で、農道というのは当然農業者の皆さん方の耕作のための基盤ということだと思います。だから、一刀両断で側溝は要らんとは言っておられませんけれども、やはりそういうもとの本来的な意味とか役割が違うんだらうというふうに思います。

ですから、今回、こうやって御質問をいただきましたので、本来であれば、御質問をいた

だいて御答弁をするまでの間にそうしたことも整理をし、少なくとも現状はこうなっていると、その中でというふうな少し検討の経過でも御報告ができればよかったですけれども、少なくとも、その部門をあずかる建設課としては、今申し上げたような答弁をしたいという方針でありました。私としては——当然それで御納得がいただけないということでもありますから、先ほど繰り返しになりますけれども、そもそもの町道であるとか農道であるとか、もう少しそうしたことを含めた整理をさせていただいた上でそこは判断をさせていただきたいなと思います。

といいますのが、先ほど御紹介をいただいたとおり、もし今の現状を改めて、全てそうしたことも含めてすべからく町でやるということであれば、ここは申し訳ないんですけれども、もちろん、多大なる予算をかける必要が出てくるということでもあります。もちろん、町民の皆様にとっていいことだから町でやれということも分かりはしますけれども、世の中には自助・共助・公助という言葉がありますとおり、当然自分たちで協力してやるという手法も問題解決の方法としては当然あるわけですから、そうしたことも含めて整理をさせていただいて、次の議会を待たず、そこは毎月の議員例会であるとか、そうしたことの中でもきちんとここはお返しをしたいというふうに思います。

返す返すになりますけれども、この場でそうした答弁ができないことについては心からおわびを申し上げたいと思います。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

三苦君。

#### ○三苦紀美子議員

本当に町長のありがたい前向きな答弁であったと、町民の皆様もきっと喜んでいらっしゃると思います。

これが一般質問じゃなかったら、あんたたちは何しよつとねと言われるとですよ。一生懸命にそれぞれ自分の責任で皆さん、あと残りの9名の議員たちも頑張っていると思うんですけれども、なかなか動きが見えないということで、多々声が届いております。建設課長、すみません、産業課でできたことだから、何なりと、どうにかしよう、絶対個人負担をしないという地主の方はいらっしゃると思いますので、そういうことを含めて、これから町長がおっしゃるようにしっかりとした討議をしていただきたいと思います。そのこ

とによってよい結果が生まれることを信じて、議長、次に移ってよろしゅうございますでしょうか。

**○西原好文議長**

次に行ってください。どうぞ。

**○三苦紀美子議員**

それでは、2問目に移らせていただきます。

下水道における不明水問題についてでございます。

平成28年9月定例議会で決算特別委員会、下水道特別会計において、下水道の処理能力を超えたとのことで、住民に規制要請が行われました。その要因と解決方法についての問いに不明水、原因は分からないということでした。平成30年から長寿命化計画の補助事業に乗せて不明水対策を行うと説明がなされたと思います。その後、平成29年に入り、不明水に関する新聞報道が出されました。あとその年の9月定例議会において、同僚の坂井議員からの質問に対し、936万6千円で調査中であるが、特定できる原因は見つかっていないとの回答がなされました。佐賀新聞にも、大雨のたびに下水道の流入量が増え、処理施設の能力を超え、町民から排水が流れないとの苦情。町は一部の地域に排水を控えるよう呼びかけられたと思います。要因として、宅地内などの雨水管が下水管に誤って接続している。大雨時に冠水するマンホールがある。下水管に割れた箇所がある等を新聞で拝見いたしました。そのとき、本年度の下水道特別会計予算に調査委託料2,045万円を組む、調査は町の下水道維持管理組合に担っていただくということがありました。

不明水に関するそれまでの経緯を踏まえて質問させていただきます。

1つ、不明水は降雨時には2,500トンを超える。本来の生活雑排水だけであれば、1,200トンで済むとされておりますが、このような状況は年に何回ぐらい発生するのか、またその費用はどうかしているのか、お尋ねいたします。

2つ目、平成28年9月、平成30年から長寿命化計画の補助事業に乗せて不明水対策を行うとされております。平成30年3月に要対策箇所が確認されますが、その対応状況はどうなっているのか。まだ対応されていなければ、遅れの理由と今後の計画をお聞かせ願いたいと思います。

3点目、平成22年2月議会の産業委員会で、農排で大雨が降ったときとの話が討議されたと思います。だとすれば、当件に関しては10年以上経過したことになるのではないでしょ

うか。平成30年9月に示された、平成29年度から平成30年度の2年間で上小田、佐留志地区を調査し、マンホール1,363か所のうち要対策箇所が72か所、公共ますは1,120か所のうち要対策箇所が6か所あった。また、降雨時にマンホールから雨が漏水していないか点検を実施したところ、漏水と確認できたのが1.6キロあった。今後も追跡調査を行うとありますが、その点はどうでしょうか。

それから、存在するというのであれば、今後の調査計画を示してほしいと思います。

以上、質問いたします。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

#### ○環境課長（武富 元）

皆さんおはようございます。早速ですけど、下水道における不明水の問題について質疑がありましたので、私のほうから触れさせていただきます。

まず、1点目の降雨時について、2,500トンを超える状況は年に何回ぐらい発生するのか、またその処理費用についてということでございます。

まず、平成29年から遡って調査しました。2,500トンを超えるのは、平成29年7月に2回、平成30年7月に2回、令和元年度7月に1回と8月に2回あっております。ちなみに、今年度ですけれども、令和2年は現在まで7月に2回発生しております、この4年間でしますと、平均は2.3回になります。

続いて、その処理費用についてでございますけれども、処理場への流入量が多いからといって、電気料に多少の影響は及ぼしますけれども、水量に関係なく処理場は稼働しておりますので、流入水量が多くなったからといって、極端に処理費用が、電気料とかが増大するものではございません。

次、2番目ですけれども、要対策箇所の対応状況はということでございます。

先ほど議員が言われましたとおり、平成29年から平成30年にかけて実施した不明水調査業務は、浸入水の発生原因や浸入経路を絞り込んでいく作業に加えまして、マンホールや公共ますの点検作業を同時に行ったところでした。点検の結果、何らかの対策が必要であると判断した施設を要対策箇所として整備し、先ほど議員から言われましたマンホールで72か所、公共ますで6か所確認できおるところでございます。これらの施設については、破損して雨水が大量に浸入しているなど、緊急ですぐ対応が必要な施設以外についてはほかの下水道施設、



処理場とかポンプ場などを含め、優先順位の高いところから補助事業等を活用し、順次対策工事を行っていくこととしているところです。

また、マンホール等の管の施設の点検については、現在、補助事業を活用できることから、今後も計画的に進めていきたいと考えております。

今回、不明水調査により得られた情報は蓄積しまして、今後の管理に活用していきたいと考えております。また、点検調査そのものは、施設がある以上、未来永劫実行していかなければなりませんので、点検を通して管路施設の破損や浸入水など、不具合箇所を特定し、施設の機能維持に努めていきたいと考えているところです。

今後の計画としましては、マンホール等の下水道管の点検を年150か所程度実施するよう計画をしております。管路の延命化や改築更新など、下水道の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次、3点目でございます。平成30年に示された以外にも存在するののかということでございますけど、当時の資料を確認しました。今回も大雨が降ったとき、真空低下が起きたとそのときに回答をされております。

農業集落排水のことを聞かれたと思いますけれども、農業排水施設については真空下水道方式でありまして、宅内に設置されている真空ますが大雨により浸水し、蓋の隙間から雨水が流入することで起きたことが原因であると考えられます。農集真空システムにおいては不明水ではなく、特定された場所からの浸入水による下水道の不具合というふうに考えております。農集エリアにつきましては、大雨により宅内の真空ますが浸水しないことで不具合を防ぐことができます。

また、平成30年度に示された以外に存在するののかということでございますけれども、平成30年度に示したのは公共下水道エリアの自然流下方式でございますので、先ほど私が2番目に答弁したとおりでございます。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

三苦君。

#### ○三苦紀美子議員

本当に日頃御苦勞を重ねていらっしゃるということは私も存じておりますし、町民の皆さんもそう感じていらっしゃると思います。でも、不明という「不」をやっぱり取っていただ

くためには、もっと何らかの方法が必要じゃないかなと思います。大分いろいろ調べさせてもらいましたけれども、やっぱりあと一息、あとちょっとのところまで手が届くんじゃないかなという感じも受けました。そんな中で、やっぱり行政としては町民の立場に立って物事を判断していただければ、すごくいいのかなと思います。

なかなか私たちはうろうろ道路を歩いているものですから——職員の皆さんはここでしっかり議論をしているというところで、何かの会議がない限り、多くの町民の皆さんとはお会いできないのじゃないかなと思います。だから、私たちは1つでも2つでも声が届いたことを住民の皆さんにお知らせして、そうするのが責務ではないかと思っておりますので、嫌事ばかり言うようですが、町民の声として、いつまでかかるとね、何かしよるとね、あんたたち議員は何しよとねと、そこまで言われました。そういうことで、ごめんなさい、私はこういう下水道関係とか総務常任なものですから不得手なんですけど、あえて今回はしっかりと問題点に向き合って、そして資料もずっと前から取っておりましたのを見直させていただきました。だから、できれば、もう少し何らかの方法ができないかなと思いますが——とにかく大変だということは分かります。でも、町民の声が届く私たちも大変なんですよ。皆さん一般質問とかでちゃんと訴えていただいているにもかかわらず、やっぱり町民の方はもっともっと大きな期待をなさっているのではないかなと思います。

そういうことで、今日、町民の声を届けたことはケーブル放送で皆さんは分かっていたかと思うので、執行部としても真剣に考えているということ、このところだけはしっかりとこれからもやっていくということを課長いかがでしょうか、1点か2点お願いいたします。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

#### ○環境課長（武富 元）

追加の質問にお答えしたいと思います。

1点か2点ですね、これから不明水対策にどういうふうに関わっていくのかということでございます。

下水道は、やはり大雨が降ったときにいろいろと、例えば、2年前ほどまではちょっといろいろ対策を練って、下水を流さないでくださいとか放送させていただいて、協力をいただいたところがございますけれども、今年に限ってはそういうふうには言っていない。というこ

とは、いろいろ調査をしたんですけれども、今年は結構例年以上に雨が降っておると思えますけれども、大雨の影響による真空低下というのもございませんでした。これは町全体の考えで、今、関係者で取り組まれております大雨時の事前落水がなされておりました。これが下水道のほうにもよい方向に向かったのではないかというふうに考えております。

それと、今後の不明水対策ですけれども、補助事業が出てきております。それに乗って、例えば、不明水調査で分かった箇所とかはカメラを入れて管の中を見たり、現在も調査をしておりますので、その結果で幾らでも不明水の量を減らしていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○西原好文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

三苦議員の御質問に対する答弁は、先ほど環境課長が答弁したとおりでありまして、私もそうした認識でおります。なので、特に付け加えることということではないんですけれども、もともと不明水という名前がちょっとよくないのじゃないかなという気もするわけです。何かというと、不明水というのは原因が不明なのじゃなくて、要は大雨が降ったときに、そうやって皆さんに御不便をかける原因が不明なわけではないです。原因は雨水です。ですから、原因不明水ではなくて、雨水の入ってくるところがどこかよく分からないということなんです。

これは実は先ほど課長も答弁しましたがけれども、言ってみれば、これだけの長い距離を管路でつないでいるわけですから、公共下水道といいましょうか、下水道の宿命といいましょうか、そうしたところもあるわけでありまして。そういうこともあって、当然一定の雨水は想定はやっぱりされるわけですよ。ですから、不明水というよりは、例えば、許容雨水とか、もしくは想定雨水とか、そういう名前のほうが本当はふさわしいのではないかなというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、下水には付き物だからということで、そういう不明水の出所について何の調査をされないところもたくさんあります。そういう中で、調査をして、本当にはっきり大物の、どこか根元みたいところがあればいいんですけれども、そうではないかもしれないけれども、一歩でも二歩でも原因が突き止められればということで、言って

みれば、我が町としてはそこに果敢に挑戦をさせていただいたというのが不明水の調査であるということであります。何か大物の根元みたいなところはなかったですけども、先ほど課長が答弁しましたとおり、そういうことの原因の一つであるというふうなことは幾つか見つけましたものですから、そこはしっかり対策を取らせていただいているというふうに御理解をいただきたいなと思います。

それと、その上で2点強調したいのは、先ほど課長が言いましたように、今年は事前落水をしました。江北町も大分宅地化が進んだものですから、以前は農業用水路として機能していたところが、逆に言うと、宅地によって調整機能を失った分の排水路みたいな役割も実は担っているわけですよ。そういう中で、どうしてもやはり道路を含めたところで冠水をする、そこから下水路に水が入ってくるという意味では、今回、本当に町内の皆さん方に御協力をいただいて、事前落水をすることで冠水、浸水を防ぐことで実は不明水の発生を減らす、もしくは影響を少なくするということには貢献をしているということも、言ってみれば、副次的な効果というんでしょうか、事前落水ではないのかということまでは我々としても今気づいたところであります。

それともう一つは、当然これからというか、今までも順次いろんな施設の更新をしてきました。もしかすると、これからは公共下水とか農村集落排水とか、各家庭を全部管でつないで、そして大きな施設までつなぐということの効率性というかな、リスクということも今から考えていかんばいかなとじゃなかかなというふうに思います。やはり道路はつながってこそ何ぼですけども、よく考えてみると、各家庭の汚水処理をどうするかということでは、例えば、地震があったり、また雨水が入り込んだりしたときに、しかも、地下に埋まっているものですから、どこでそういうことが起きているかというのを全部今度はまた調査せんばらんわけですよ。それを考えるならば、今、当然町内でも一部対応しておりますけれども、いわゆる合併浄化槽というものは、言ってみれば、家庭それぞれで完結しているわけですよ。ですから、例えば、どこかが詰まった、もしくは流れないということであれば、その家庭を確認させていただければいいわけですから、そういう意味では、今は施設として当然下水も農村集落も持っておりますけれども、次なる更新の時期であるとか、少し長期的なスパンではありますけれども、やはり合併浄化槽というのももしかすると、これから新しい時代にはリスクの低い、もしくは効率的な施設であるという意味での見直しもぜひしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○西原好文議長**

三苦君。

**○三苦紀美子議員**

町長ありがとうございました。皆さんが何もしないということじゃないんですよね。本当に議論に議論を重ねて、それでも簡単じゃないですね。陶器みたいに何かを作れば終わりなんですけど、これは幅広いところで課長たちも担当課も大変だと思いますが、でも、今おっしゃったように、これからは何となく前に進むかなという期待感があったのは私だけじゃなくて、こちらにいらっしゃる議員の方も皆さんそれぞれ支持者の方に行政としてこんなに思っているということは、私のケーブル放送だけじゃなくて、これぞと思ったところはぜひ持ち帰っていただいて、御自分たちの支援者の方に説明していただきたいと思います。

もちろん、何かあるときは我々は町民としてしっかりとお手伝いをする覚悟でございますので、先ほどから言っています、ずっと案件が重なっているものを今回は出しているものですから、なかなか先の見えないところがございますが、やっぱり町民が困っている、例えば、おかしいと思っていることはこういうものだよということを教えていただければと思います。本当にすごい、時間的に残業とかで、公務以外のところでの多くの時間を費やしていただいていることに町民として厚くお礼を申し上げます。

これからも私たちとともに町民の生活のために頑張っていくことを約束し、また、行政の皆様にもそれを期待して、2問目はこれで終わらせていただきたいと思います。

3問目に移ってよろしいですか。

**○西原好文議長**

次へ行ってください。三苦君。

**○三苦紀美子議員**

それでは3点目、要支援者避難問題についてということで質問させていただきます。

最近、頻発する豪雨、台風時に出される避難勧告、最近はコロナ問題で、呼びかけとしてはマスクの着用でございましたが、過去から議会質問で問うている要支援者の避難について、町長は動けないからこそ支援をして避難をしていただくわけで、大きな課題だと思う、きちんと検証したいと回答していただきました。その後の避難呼びかけでは、避難場所は指定されますが、要支援者に対する配慮が感じられないのは私だけじゃないようで、多くの方から

の声が届いています。せっかく決めていただいたことは、町民に確かに見える姿で欲しいなと思っております。避難勧告が出されるということは避難レベル4であり、避難レベル3の時点で高齢者らは避難開始せねばならないとされております。支援が必要な方の支援内容によっては、避難先の確保が問題となってくるのではないのでしょうか。呼びかけに対して、確かに避難者が少人数であるという事実から、何が問題で避難されないのか、検証も必要ではないのでしょうか。今後さらに強くなるであろう自然災害、これらを考慮し、避難情報の見直しは今後考えられているのか、少し私も心配でございます。江北町地域防災計画及び第3次福祉計画に基づいた住民全体への支援、啓発活動を実施し、弱者救済の活動強化が必要と考えます。

以上を踏まえて、質問させていただきます。

後の部分は小まめに答弁してくださって結構です。

今年4月末現在、要支援者の個別計画の作成状況は県内では26.4%であるが、江北町は78%、個別計画は群を抜いているようですが、該当者の避難状況が全く見えていないというのが正直なところだと思います。どこに問題があるのか、お考えになられたことがあったら、お答え願いたいと思います。

要支援者の人数、それから要支援者の支援内容はどのようになっているか。

初日に町長の所信表明を聞いたときに、一般質問の中でやっていることをしっかりと考えていただいているということで、質問は遠慮しないといけなかな思いましたが、我々議員だけが町長の所信表明を聞いたわけですので、再度、改めてこの問題を出すことにいたしました。

避難所は支援内容によって複数必要となるのではないかと、小まめに場所を多くすべきではないかと思えます。例えば、コロナ対策、要介護者対策、障害のある方等を考慮したものと言っております。現在、11か所の指定避難所がありますが、福祉避難所等の利用はないのか、利用するにはどこまでのところをフォローしてあるのか、よかったら教えていただければと思います。

行政と住民及び地域団体が一体となって避難を実施し、全ての町民が安心・安全で暮らせる町づくりを推進していくとの方針が出されておりますが、町民への啓発活動、状況について少し御説明いただければと思います。

以上です。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

御心配いただかなくても、私の所信表明の演説は一般質問の放送の前にケーブルテレビでも放送していただいているようでありまして、ケーブルテレビを御視聴なさる方は一般質問と併せて所信表明もお聞きになっていただいているということでもあります。せっかくいただいた機会でもありますので、改めてではありますけれども、少し総括的にお話をしたいと思いますし、個別については今回担当いたしました福祉課長のほうが答弁をいたします。

先ほどから要支援者名簿の搭載率というんですか、整備状況ということで、江北町は77.4%ということで、先ほど御紹介がありましたように、県内が二十数%ですか——に比して、大変高い率で要支援者の名簿が整備をされているということでもあります。そのことだけで何というんですか、自慢してもいいんですけれども、私はそうではなくて、実際、町民の皆様具体的な安全・安心を守るという立場からいけば、名簿に幾ら載っているということではなくて、先ほど来お話がっておりますとおり、具体的にやはり災害時に支援が必要な人たちの避難をやっぱりどう確保していくかということが大事だというふうに思っております。

ですので、所信表明の中でも申し上げましたとおり、当面の我が町の災害対応の課題として、1つにはコロナ等に対応した分散避難、それと、先ほども御紹介をしました町全体としてのクリーク等の事前落水、そして3つ目が今御指摘いただいているやはり弱者対策だと認識をしているということも申し上げたとおりであります。

3点目の弱者対策ですけれども、今申し上げましたとおり、要支援者名簿に518名の方が載っておられます。この皆さん方全員を避難準備のときに避難をしていただくということが本当に正解なのかということをし少し問題意識を持っておりました。というのが、私も名簿を全部見ましたけど、一定の基準があるものですから、この基準に該当される方は全員載っておられるわけですよ。当然お名前を存じ上げている方もいらっしゃいますけれども、70歳以上の高齢者で独居の世帯というだけで載っていたりするわけです。ところが、今、人生100年時代、幾らお独り住まいとはいえ、ほかの方よりも誰よりもイの一番に自分で逃げるぐらい元気の方もいらっしゃいますし、それこそ、自分だけの心配をするどころか、周辺の方に

も声をかけて一緒に連れていってくれるような方も今のような基準になっているからといって要支援者の名簿に入っているわけです。ですから、そういう意味では、要支援者の518人がどれだけ早めに逃げたかということそのものよりは、本当にこの中に入っている、やはりどなたかの支援が必要であるとか、何というのかな、避難を早くしなければいけないという方をやはり本当に洗い出して、その方をきちんと相手として対応するということが大事なんじゃないかというのが私どもの問題意識でありました。

そこで、先ほどの要支援者名簿というのは国の制度なんですけど、我々町として独自に、その中でも特に早期要避難者という方の洗い出しをしようということで、本当に各区長さんにはお骨折りをいただきましたけれども、区長さんはそれぞれの生活実態をよく御存じなものですから、例えば、やっぱりこの家とこの家のばあちゃんは、ちょっと自分たちでは逃げきいやらんもんねとか、ここは少し耳が不自由なものだから、そういう放送も聞こえやらんとか、やっぱり自分ではここは車もないし、中には車椅子の方もいらっしゃると思います。そういう方たちを実は今回、洗い出しをさせていただきました。その結果、要支援者名簿に載っている518名のうち、そういう意味で、真にと言っているのかどうかはありますけれども、先ほど言いました早期要避難者は60名ということになりました。

そこで、この60名の皆さん方についてしっかり避難先を確保しようということで、今回の台風に際しましては、この60名全ての方に対して避難先の確認、確保をさせていただきました。もちろん、指定避難所に避難をしていただいた方もいらっしゃれば、例えば、病院であるとか福祉施設であるとか、また御家族のお宅であるとか、それぞれの避難先というものも我々で確認をさせていただきました。やはりこれは町独自の取組ではありますけれども、本当に実は私は必要なことだったんじゃないかなというふうに思っております。要は、真に支援の必要な人たちをきちんと支援するということが大事なものですから、518分の何々という、分母は518に固定して分子が幾らかということをするのは私はナンセンスだと思いますし、避難所に避難された方だけを見て分子のことを議論するというよりは、分母518人のうち——そういう意味では、本当に我々が個別に対応する必要がある方が何人かという、減らすつもりはありませんけれども、ここの分母のほうもやはりきちんと我々が見極める必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

今回、福祉課は個別対応に専念ということで、早期要支援者の60名、それと、ここには入っておられませんけれども、実は町内の施設に入所されておられる方もいらっしゃいます。



福祉施設とも連携を取って、こうした方たちの避難先も今回は確保させていただきました。  
ですので、518分の幾らかということよりは、そういう意味では、私は実質的には60分の60、  
今回対応ができたというふうに思っております。

個別の数字であるとか、また個別の取扱い対応については福祉課長のほうから答弁をさせたいと思います。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

答弁を求めます。松尾福祉課長。

#### ○福祉課長（松尾徳子）

おはようございます。先ほど弱者対策として全体的なことを町長のほうから報告していただきました。

私のほうからは——数とかは先ほどから出ておりますように、518人のうちに早期要支援者が60人だったということで説明があっております。要支援者の支援内容のことなんですが、大体町としては避難行動要支援者を把握して名簿を作成し、個別の計画をつくり、情報提供をしていいですよと言った方については区長さんや民生委員さんにその名簿を差し上げておりました。これまでは避難準備、高齢者避難開始が発令されたときは区長さんや民生委員さんに避難の声かけをお願いしておりました。人数的に500人、600人ということでしたので、その後の十分なフォローというのができておりませんでした。今回、60人ということで、早期要支援者の方を選定していただきましたので、9月7日の台風のときの対応ができたのではないかと思いますので、その報告をしたいと思っております。

区長さんに早期要支援者の避難に関する声かけを今回もお願いをしております。それと、高齢者の要支援、特に介護の必要な方なんですけど、そういう方については担当ケアマネジャーから本人や家族に避難についての確認をしていただいたりとか、あと障害をお持ちの方で特に配慮の必要な方については避難の確保について電話をしたりとか、それとか障害児のお持ちのお母さんからとか、生後1か月のお子さんをお持ちの保護者の方からも避難の相談を受けておりましたので、その方々については福祉避難所のほうの場所を配慮した形で確保しております。

それと、避難行動要支援者としては、町内の高齢者施設に入っている方は対象外にはなるんですが、一応町内の高齢者施設に今回の台風における避難はどうしますかということで確

認をしております。その中で、今年度初めてだったんですけど、2か所の高齢者施設のほうの相談がありましたので、福祉避難所として老人福祉センターに6人、保健センターに23人の方を受け入れて対応をしたところです。

台風10号での早期要支援者の60人の方の避難状況なんですけど、家族が来ていただいたり、親戚のうちに行ったり、それから病院に入院とかショートステイですね、福祉施設に入所、全体的に61.7%の方が何かしらの避難をされたということです。残りの38.3%、約4割の方は自宅で待機をされたという結果でございました。

それと、後日に早期要支援者の方から避難の連絡を受けてうれしかったということで感謝の言葉もいただいております。

避難所の支援内容が複数必要になるのではという御質問もありますが、町の指定避難所以外にも、今回も地区の公民館のほうもお願いをしております。（65ページで町長が訂正）今回の台風で早期要支援者の避難状況を見ますと、親戚や知り合いの家に避難するという縁故避難ですね。それとか、病院や福祉施設などを利用されているということが分かっております。避難行動要支援者の対象というのは、高齢者とか障害者、要介護者ということで町の指定避難所だけではとても難しいと思います。なので、医療機関とか介護福祉施設、そういうところも考えております。

江北町の防災計画の中に相互協力というものがありまして、災害時における福祉施設の整備、運営に関する協定をるんびに園、しゃくなげ、社協と結んでおります。これは町内で災害が発生した際に指定避難所で生活することが困難な要支援者が発生した場合に施設を福祉避難所として開設してもらうというものです。ただ、要介護認定を受けている方とか重度の障害者の方については、やはり平常時のときに災害時の対応についてをケアマネジャーさんとかと話をしながらケアプランの中に盛り込んでいただくことをやっていただきたいと思います。やっけていただいているところもあるかと思いますが、そういうことは進めていきたいと思っております。

それと、申込みをされている方が避難されない理由等は分析されたのかということですけど、申込みというのは避難行動要支援者で登録されている方のことだと思われませんが、災害時の状況については町の防災会議で報告を行うとともに、避難行動要支援者支援連絡会ということで区長さん、民生委員さん、消防団、老人会、障害者団体の代表の方で行う連絡会を実施して、その中でいろいろ各団体からの意見や要望などをお聞きしております。避難をさ

れない理由ということで連絡会の中で出た意見としては、やはり場所が変わると眠れないとか、いろいろ道具を持っていかんばいかんとか、それから薄いマットや毛布だけではちょっと耐えきらんとか、これくらいなら自分は大丈夫というような思い込みがあるのではないかなというような意見も出されております。

今回の台風では約4割弱の方が自宅待機ということもありましたので、本当に支援が必要な早期要支援者については、今後この方たちへの支援体制としては避難場所や手段、そういうものを関係者や地域とともに再度個別計画を協議して、見直していきたいと思っております。

それと、町民への啓発活動状況についてということです。

町民への啓発活動としては総務課のほうで対応されているかと思っています。確認したところ、各地区や各種団体からの要請があったときに災害に関するお話をしたり、ハザードマップを全戸配布、それから令和元年度ですね、4地区で地区防災マップを作成されたということも聞いております。それと、広報誌による情報提供などをして、町民皆さんに啓発活動をされているということです。

それで、福祉課としても高齢者や要介護者の訪問活動とか、あとは介護予防教室、健康教室ということで高齢者の方とお会いする機会がありますので、そういうのを利用しながら、災害に対する避難の情報提供をして、啓発活動を実施していきたいと思っております。

要支援者の避難問題ということでまとめますと、今回は早期要支援者を60人に選定して絞ることができたので、その方たちについては再度計画をつくり直すというか、見直すことによって、皆さんが安心して避難できる支援体制をつくっていききたいと思っております。

以上です。

#### ○西原好文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

答弁としては福祉課長が説明したとおりであります。ちょっと1点だけ修正をさせていただきたいと思えます。

先ほど今回の避難所として、地区の公民館も避難所として利用ということで福祉課長が答弁しましたけど、町として、今回は実は地区の公民館は利用するということにはしておりませんでした。というのが、我々もやはり正式にここを避難所というからには、台風に一定耐

え得ることが保証というか、確認できないと使えないわけですから、今回、経験したことのないような台風といったときに、本当に町内の各地区の集会所がそれに耐え得るかということまでが我々としては確認ができませんでしたものですから、梅雨のときには一定利用はさせていただきますけれども、今回は町としては利用はしておりません。ただ、自主防災組織もありますし、各区長さんが御判断をいただいて、やはり近くのほうがいいと、近くだったら避難されるという方もいらっしゃるものですから、今回23区、40名だったと思いますが、自主的に各地区の集会所に避難をされた方もいらっしゃるということは付け加えさせていただきますというふうに思います。

やはり今回の弱者対策ということでの町独自の——自分でつけておきながら、名前をよく忘れるとですけど、早期要避難者、もうちょっと覚えやすい名前がよかったですね——については、言ってみれば60分の60で避難先の確保、また避難の状況の確認ができたということでもあります。例えば、マンションに住んでおられて、台風のときに名簿に載っておられるからといって、わざわざ公民館とか避難所に避難されるよりは、多分御自宅のほうが一番安全という方もおられるわけでありまして、全員が避難所に避難せんばらんということではなくて、先ほどから申し上げているように、本当に支援が必要な方、そういう方たちを我々としてしっかり把握をし、また避難先、また避難方法をきちんと確認、確保ができてということが大事だというふうに思っておりますものですから、先ほどの要支援者名簿、何名中、避難所に避難が何人ということではなくて、今回でいえば、60分の60だったということがいろんな意味で我々の成果かというふうに思っております。

以上でございます。

**○西原好文議長**

三苦君。

**○三苦紀美子議員**

福祉課長、町長、本当に丁寧なる御説明ありがとうございました。

ちなみに、私が18年9月に質問した折、提供同意者として628名だったんですね。今回は町長の所信表明の中でも518名というのがありましたけど、これは再度取り直されたんでしょかね、福祉課長、そのところをちょっと御答弁願いたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。松尾福祉課長。

**○福祉課長（松尾徳子）**

三苦議員の再度の質問ですが、18年と言われるのは、2018年ということですか。人数がちょっと違うからということですね。

毎年人数というのは更新をしております、その中に死亡や転出等も含まれます。対象としては、現在669人いらっしゃるんですが、その中で情報提供をしてもいいよという承諾を得た方についてのみ名簿のほうを支援の関係者、区長さん等にお渡しをしておりますので、その情報提供者というのが518人という人数であります。

**○西原好文議長**

三苦君。

**○三苦紀美子議員**

本当に行政としてもしっかりと取り組んでいるということ、やっぱり私たちもその課につかつかと行ってお話をするというような機会もなかなか持てないものですから、こういう一般質問の場所になってしまうんですが、声を届けている伝達者として質問しているわけですので、大ごととは思わないでください。

本当にいろんなところでお聞きして、再度、改めて頑張ってもらっているなというふうに思います。これは2015年の渕上議員の質問のときに町長がお答えしていただいている指定している避難所は11。生活が難しい方のために保健センターと老人福祉センターを福祉避難所として指定。また、それでも避難生活が困難な方のためになるびに園、しゃくなげと協定を結び、福祉避難所として利用できるということをしっかりと頭に入れてまいりましたが、これだけいいことをして、これだけ先手先手でなさっているにもかかわらず、なぜ町民にそれが伝わっていないのか。要するに、避難の放送のときでも、健常者だけを中心にやっている——中途半端な弱者かもしれませんが。そしたら、課長、例えば、しゃくなげにしてもるんびに園にしても、自分たちで行っていいという協定を結んであるんでしょうか。

**○西原好文議長**

三苦議員、時間が来ましたので。簡潔に答弁をお願いいたします。松尾福祉課長。

**○福祉課長（松尾徳子）**

協定を結んでいる分については町を通してになると思いますが、ただ、協定をしている以外でも、例えば、ケアマネジャーさんがいらっしゃいますので、その方を通して、しゃくなげとるんびに園、そういうところに平時のときから契約をしておくとか、そういうような

やり方もできるのではないかと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

三苦議員から見えないとおっしゃいましたけれども、見えないのが正解なんだと思います。というのが一般の健常者の——健常者という言い方がいいのか分かりませんが、それとは別に、先ほどみたいに個別に対応しているものですから、そこの中に紛れてというか、そこの中で見えなくなっていないと。我々としては、今回申し上げたように、しっかり60分の60対応させていただいているというところは、恐らく皆さんには見えないことだというふうに思いますけれども、しっかりそういう対応はさせていただいているのは御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。（「オーバーになってしまって、すみません。一言最後にいいですか。ごめんなさい」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

今回はしっかり私も肝に銘じて、町民共々に頑張っていければと思っておりますので、ぜひ——今、町長が見えないからとか、そんなのじゃないんですね。放送のときに全て健常者の方に対しての避難所を言っている。だから、例えば、体が不自由、それからいろいろ障害があるという方のためには個別に行政から示唆をしながら……（「個別に連絡を取り合って確認しているという意味です」と呼ぶ者あり）そうですね。だから、せっかく本当によそよりもいい、私はほかの町の議員さんとお付き合いもありますけれども、群を抜いてやることはやっぴらっしゃる我が江北町なんですよね。だから……（「議長、時間」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

時間が来ていますので、止めんば。

○三苦紀美子議員 続

時間が過ぎてしまいました。すみません。

ということで、これから弱者の方にも、我々健常者のためにも、全て行政とともに力を合

わせて取り組んでいくことをお約束申し上げまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長、すみません、オーバーいたしました。申し訳ございません。

#### ○西原好文議長

6番三苦紀美子君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時15分。

午前10時4分 休憩

午前10時16分 再開

#### ○西原好文議長

再開いたします。

7番池田和幸君の発言を許可いたします。御登壇願います。

#### ○池田和幸議員

おはようございます。7番池田和幸です。ただいま議長のほうから発言の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

その前に、今回の台風9号、10号でいろいろな被害に遭われた方にお見舞いを申し上げます。

それでは、1問目、危険な状態になっている空き家の現状と対策は。

町内における空き家の現状は、平成31年3月末での空き家数は238戸であったが、令和2年7月末では228戸であり、個人または行政による解体等で、若干であるが、数としては減少となっている。

しかしながら、空き家となる要素はこれからも増加すると考えられ、危険で倒壊のおそれのある空き家が存在しています。特に適切な管理が行われていない箇所があり、防災や衛生面での地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていると思われま。

総務省統計局の資料では、平成30年の県内の空き家率は14.3%で、空き家数は5万300戸となっていて、腐朽・破損ありとされている空き家は1万1,400戸となっている。

質問の1点目、地区別の空き家数は資料として頂いていますが、早急に解体や除去等を行わなければいけない空き家はどのくらいありますか。

2点目、解体された空き家数が、平成25年度以降、町で把握できたものが31件あるようですが、地区別での数が分かればお願いします。

3点目、平成25年度から令和元年度間で、町が空き家解体に際し補助金を支給した件数が19件とありますが、地主さんまたは区からの要求で支給できなかった件数は何件ですか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富建設課長。

**○建設課長（武富和隆）**

池田議員の質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の早急に解体や除去等を行わなければならない家屋については、町内では緊急性のある家屋につきましては3件と把握しております。

それと、平成25年度以降に解体された31件のうち、地区別の件数ということですが、上小田地区が24件、山口地区が2件、惣領分地区が2件、佐留志地区が3件の計31件でございます。

続きまして、3点目の地区からの要求で支給できなかった件数はということでございます。

補助金を支給した件数は19件でございますが、支給できなかった件数につきましては5件となっております。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

今の答弁で質問に関しては分かりましたけれども、3点目の地主さんまたは区からの要求で支給できなかった数が5件ということでありましたけれども、この5件の理由をお願いしたいと思います。

もう一点が、再質問としまして、空き家数が228戸ありますが、所有者が分からないため持ち主と接触できないものはどのくらいあるか、分かればお願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富建設課長。

**○建設課長（武富和隆）**

再質問にお答えします。

補助金が支給できなかった理由としましては、不良度で判定を行いまして、管理不全な空き家ではないということで判断されて、申請が取り消されたという件数が5件でございます。



それと、空き家の228件のうち所有者の不明な件数とはいうことでありますけれども、それにつきましては、所有者は全て確認がとれております。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

それでは、続けて質問したいと思います。

町では、平成31年3月に江北町空家等対策計画が示されました。第3章の空家等対策の基本方針の中で、4の対象とする空き家等の種類でお聞きをします。

1点目、特定空家等に該当する家屋の数は。

2点目、管理不全な空き家等に該当する家屋の数は。

お願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富建設課長。

**○建設課長（武富和隆）**

質問にお答えします。

特定空家に該当する家屋数ということではありますが、特定空家の家屋数は6件となっております。

それと、管理不全な空き家数につきましては23件でございます。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

管理不全な空き家等に該当する家屋は23件ありますと今言われましたけれども、これは先ほど、その前に聞きました特定空家の数は含まれている、いない、別々ですかね。6件と23件、その確認をお願いします。

それと、再質問で早急に解体や除去等をしなければならない家屋は、建設課ではどのくらい把握しているのかをお願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富建設課長。

**○建設課長（武富和隆）**

再質問の23件のうち特定空家が含まれているのかということでございましたけれども、特定空家はこの23件の中に含まれております。

それと、2番目の質問ですけれども、早急に解体をする必要がある空き家につきましては、一番初めに答弁しました3件が含まれております。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

今の答弁は、早急に解体や除去をしなければいけない空き家は3件と把握しているということですね。ということは、1点目の早急と同じということですね。分かりました。

それでは、続けて質問をしたいと思います。

次に、第4章空家等対策の基本的な取組の中でお聞きをします。

これまでに①助言及び指導、②勧告、③命令、④公表、⑤代執行、⑥略式代執行、以上の特定空家等に対する措置が、それぞれどのように行われたのか伺いたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富建設課長。

**○建設課長（武富和隆）**

今まで勧告等の措置が行われたかということでもありますけれども、平成25年以降、助言指導が44件、勧告が6件行われております。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

今の答弁で1つ伺いたいんですけれども、助言指導が44件、勧告が6件、命令以上がゼロということで今報告がありました。

この勧告の6件に関しては、先ほどの質問を私がしました特定空家に該当する家屋の数と同じということなのか、同じ6件ですけれども、その質問と、それから、再質問として、今

回2個の台風、9号、10号が相次いで猛烈な風と雨を伴い最接近しました。特定空家に指定される場所は、ほかの家屋等に被害を及ぼす状況もあったと思いますが、そのときの対策は何か考えられましたでしょうか、お願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富建設課長。

**○建設課長（武富和隆）**

勧告のうち特定空家が含まれるかということでありまして、この勧告は6件のうち2件含んでおります。

それと、台風で対策をとれたかということでありまして、問合せとかは事前に行きまして、早急に何件か対策をとってほしいということであったので、所有者のほうにお願いをして対応をとらせていただいております。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

今の答弁は、台風なんかの件でお聞きをしましたところ、所有者には事前に連絡をされたということですが、所有者のほうで何か対策をされたのか、その辺の把握はできているかどうかをひとつ伺いたいと思います。

それと、台風による豪雨や強風により被害が出た場合、特定空家と認定された家屋は所有者だけの責任なのか。それとも、行政としての役割はないのか、この辺をお聞きしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富建設課長。

**○建設課長（武富和隆）**

1点目の台風対策の所有者の対策ということでありまして、一応本人にお願いをして、その後の対応は確認しておりません。

2点目の。

**○西原好文議長**

個人なのか町にも責任があるのかと。

○建設課長（武富和隆）

あくまでも個人の所有ということでありまして、町はあくまでもお願いをして、対策をとるようにお願いは常々しているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今の課長の答弁ちょっと分からなかったんですけど、私が聞いたかったのは、今回、たまたまそういう特定空家に指定されたところに対して、ほかのところに被害がなかったからかなと思いますけれども、今、私が聞いたのは、所有者には当然責任はあると思います。ただし、その場所ですね、例えば、町道とか県道、国道、そういうところに空き家があって、それに対してほかの方、車、人、家屋等に被害があったときには、行政としての責任は何もないのかというのを聞いたんですけど、その辺どうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富建設課長。

○建設課長（武富和隆）

当然、町道につきましては町が管理しております。そこで、道路に危険を及ぼすのであれば、当然町のほうで解体というか、空き家の部分が飛んできた場合とかなれば、町のほうで撤去はしていきたいと思っております。

○西原好文議長

うんにゃ、撤去じゃなかとやけん、その責任問題たいね、それはちゃんと言わんば、責任をとるとか。

○建設課長（武富和隆）

責任もですね、町管理の町道でありますけれども、あくまでも所有者のほうにお願いをすることになっておりますので、そういうことでございます。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

この辺は最後の詰めでもた聞きたいと思いますので、一応通告書を出している分は読んでいきます。

最後の質問ですが、空家等対策の推進に関する特別措置法における財政面での支援措置の一つである空き家対策総合支援事業が平成28年度から令和2年度まで事業化されています。事業内容としては、空き家の除去や活用の補助に対して市町村へ国が重点的・効率的な支援を行うものですが、この事業への検討は行われたのか伺いたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富建設課長。

**○建設課長（武富和隆）**

空き家対策総合支援事業への検討は行われたかということでございます。

町としましては、平成25年から空き家再生等推進事業ということで、これは社会資本整備総合交付金の補助事業を活用して除去事業を実施しているところでございます。同じ除去事業としての内容でありますので、管理不全な空き家対策除去事業の補助金を活用して現在は行っているところでございます。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

今、課長のほうから補助金を活用してと言われたんですけど、じゃ、解体に対して、この空き家対策総合支援事業の補助金を使われたのか、その辺が分かりませんでしたのでお願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富建設課長。

**○建設課長（武富和隆）**

再質問でございますけれども、空き家再生等推進事業の活用ということは、この解体事業を含めて事業を実施しておるところでございます。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

それでは、ちょっと違う観点から再質問したいと思います。

住宅用地に係る課税評価額は、小規模住宅用地200平米以下の部分は評価額の6分の1、一般住宅用地200平米以上の部分は評価額の3分の1です。

そこで、取壊し後の固定資産税の減免制度を実施する自治体もあるようです。

三重県志摩市では、条件を満たした空き家取壊し費用の一部を助成しておりますが、これに加え、取壊し後に固定資産税が増える分を2年間減免すると、このような取組を行っておりますけれども、うちの町では可能なのか、お聞きしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。溝口町民課長。

**○町民課長（溝口進洋）**

ただいまの池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

この条例上で減免をつくるということですので、その件に関しては可能だと理解しております。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

それでは、ここで嬉野市が2019年、去年ですね、実際に行政代執行されたところがありますので、その画像を写したいと思います。

（パワーポイントを使用）この写真が一応代執行をされた嬉野町の写真です。佐賀新聞のほうに載ってましたので、この中で説明をしたいと思います。

この中で、ここは2階建ての作業所という形、作業所も含めての代執行だったみたいです。それで、実際の費用として486万円がかかっております。ここにも書いてありますけれども、再三所有者のほうにお伺いを立てましたけど全然していただけなかったということで、昨年9月から勧告までして回答がなかったということになっております。

非常にこの側は、写真だけではあれなんですけど、この前に道があって、非常に道路にも面しております。危険な家屋ということでされていまして、佐賀県では初めての空き家の行政代執行ということなんです。

資料としてはこれだけですけれども、戻していただいてもいいでしょうか。

それで、質問をしていきますけれども、この少し流れを説明したいと思いますけれども、行政代執行の流れという形で、度々の勧告や命令に従わないと行政代執行による建物の状況を改善します。かかった費用は全て建物の所有者が負担します。費用は財産差押えなどで強制的に徴収されることとなりますということでもあります。

もう一つ、略式代執行であります。略式代執行の場合は、所有者が特定できていないため、かかった費用は財産管理制度で補填します。行政代執行よりも早く建物への対応ができるものの、補填しきれなかった部分の費用は税金で負担するような点が大きな違いですということで、まず、今私が言いました嬉野の件と行政代執行の件について、答弁をお願いしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富建設課長。

**○建設課長（武富和隆）**

再質問にお答えしたいと思います。

嬉野の代執行の件につきましては、どうしても危険な建物であって住民に被害を及ぼすということでありましたので、嬉野市のほうで代執行をされております。県内で唯一代執行があったところでございます。

それと、町での代執行の考えということでもありますけれども、最終的には代執行ということもありますけれども、現実的には代執行に要した解体費用の回収が難しいと考えられます。

現在、町のほうで検討しています空き家寄附制度を早急に構築して、所有者から寄附を受けた土地等を町の財産とした上で解体を行いたいと考えております。その後、地域の利活用と、地域で管理ができればと考えております。

以上です。

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

ちょっと今の代執行の考え方は違うと思います。私も役所に長くおりましたものですから、言葉を恐れずに言うと、今みたいに最終的には代執行も考えんばらんというふうなことでは、多分代執行はできないと思います。

最初からと言うと誤解を生むかもしれませんが、やはり代執行をせんばらんと、そこまでするんだということをやはり想定して、またはそれを前提にして取組をせんばらんとだと思えます。

何でかと言うと、いきなり代執行はできんとですよ、先ほども御紹介いただいたように、度重なる指導や勧告などをした結果として代執行はやっとできるということなので、そうなると、当然これまでもいろんなやり取りをした上でだといえ、やはり代執行をするためには、せんばらんごたる状況であるならば、その前にやはり繰り返しいろんな働きかけや指導をせんばらんわけですね。ですから、とりあえず歩き出して、ありゃ、佐賀に着いたということじゃなくて、佐賀に行くんだと、そのためにはどういうことをやるかという発想も、行政の考え方を少し手の内明かすみたいで余りよくないと思うし、だから誤解を恐れずと言ったんですけれども、そういうことなんだと思えます。ですから、やはりこの空き家の問題をどうするかということがないといけないと思えます。

先ほど一番最初に、空き家が人に被害を及ぼさせたときに責任があるかというふうな御質問でありました。それはもちろん所有者、管理者の方に責任があるのは当たり前であります。だからと言って、じゃ、我々自治体として責任を免れるかということだと思えるんですけど、それは私責任というよりも責務なんだと思えます。やはり町民の皆さんの安全・安心を守らんばいかん、それが我々自治体に任された責務であるものですから、結果的な責任というよりは、やはりそういう安全・安心を極力上げていくという責務を我々が果たすかということなのではないかなというふうに思えます。

それで、役所の仕事の中には2種類あります。誰が首長でもせんばらんこと。それと、誰が首長かで違うことと2種類あります。例えば、小・中学校の給食費の無償化であるとか、みんなの公園を整備するとか、また今回のように町名を変えようとしようとするとか、今回のようにふるさと便をやろうとしているかということは（「駅名」と呼ぶ者あり）そうですね、よく間違えてすみません、駅名ですね。——というふうなことは、やはり誰が首長かによっては、もしかするとせんでもよかことかもしれませんけれども、職員にはほんに申し訳ないんですけれども、私が町長なものですから、そういうこともある意味やらされているところもあるかもしれません。

それについては、やはり私としてしっかり監督もしながらせんばらんですけれども、誰が首長か関係なくやらんばらんことがあるわけですよ、役所であるからには。福祉もそう、安



全・安心もそうです。これは、実は私がどうこうと言うまでもなく、自分たちの役所、もしくは役人としての一人一人の責務としてやらねばらんことがあるわけですから、空き家だって、別に町長から言われようが言われまいがどがんせんばらんかなということを日々考えて、実際行動するということが大事なんです。

ただ、私としてはそれも含めて全体の社長をさせていただいているので、私たちが提供するサービスのクオリティーであるとか、やり方であるとかいうことは当然私も指示をします。空き家問題は本当に大事なことだというふうに私も思っているものですから、今回公約にも、それこそ住民の皆さんとの約束として、寄附制度みたいな、これが全ての打開策にはならないかもしれませんが、やはりそういうことは、私が首長だからこそ、逆に言うと私のほうが首長として、やっぱりそういう仕組みを入れてでもやらねばらんということを言っているわけでありまして。

ですから、そういう制度をそこまで、私としても住民の皆さんに約束をしたのであれば、当然私の権限をみんなで分散してやってくれているわけですから、やはりそういうことも担当課としてはしっかり考えてもらいたいというふうに思いますし、もっと言うなら、さっき言ったように、そういうことがあろうがなかろうが、例えば、寄附制度よりもこっちがいいと、もしくは代執行ばせんばらんと思っているというふうな議論はやっぱりしてもらいたいというふうに思うし、何が言いたいかという、私じゃなくてでも空き家対策というのは当然せんばらんことなわけですし、そういう中で、代執行というのはもともと認められている手法でありますから、むやみやたらにはできませんけれども、やはりそういうことも想定して、それをするとすれば、その前にせんばらんことがあるということは、当然自発的な活動として出てくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、当然、今御紹介いただいたように、代執行というのは認められた措置でありますから、当然そういうことも我々としては想定をせんばらん。ただ、いきなり抜けないということなので、その前の蓄積ということがしっかり大事だと。

そういうこともあって、先ほどあったように、ごとなってからはどがんもできんというのはよく分かっていたんですけども、やはり台風で、隣が空き家で心配だという住民の皆さんの不安に少しでも応えるということもあったし、仮にそういうふうな措置をこれから考えていくときには、やっぱり台風のときにはきちんと我々としてお願いじゃなくて警告を、危ないですよと、ほかの皆さんに危害を及ぼしますよということを、やはりこういうときに

しっかり言うていくことが、それこそそういう措置にもつながるんだというふうに思います。

ですから、本当はもっと前にそういうことをやらんばいかんとです。本当にごとつとなつてからだとどがんもされんとですよ、心配してお祈りするぐらいしかないものですから、それでもさっき言ったように、こういうときこそ地元にはないから分からないんですよ、実際の所有者の方なんかは。だから、今の現地の状況であるとか、そういうことをきちんと我々が伝えていって、そういうのもやっぱり記しておかんばいかん、何月何日何時、誰々氏に対してこういうことを言った。そして、次にはこういうことをしたと。なかなか私たちはそういうのを残す習慣が余りないものですから、それがよくないと思うんですけど、そういうことの蓄積として、やはりそういう措置ということも考えられるし、やっぱり場合によってはそういうこともするんだということをしないとだめだと。だから私は、逆といひかな、いろいろやって最終的にということじゃなくて、そういうこともやるんだということ、やはりそれまでの取組をやっていくという、その考え方を転換せんばいかんとやなかかなというふうに思います。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

池田君。

#### ○池田和幸議員

それでは、次に、モニターで私が2つの家屋について、ぜひ今、町長が前向きに言われましてけれども、もっと前向きに言っていただくような質問をしたいと思いますので、モニターをお願いします。

(パワーポイントを使用) これはいろいろ、どこというの分かるか分かりませんが、上小田地区の1件ですね。当然私は何年か前にも話をしましたところであります。そして、シロアリも当然出ていたところ。こういう形に、現時点ではこうなっております。これは裏からのほうはなかなか今までなかったんじゃないですか、これは東側から写した部分です。完全に住居という感じはないです、この下のほうに、私が前回質問して、職員さんにシロアリの状況を見に行つてほしいという一般質問をしました。その後、何も報告がありません。

だから、今日はその点では追求はしませんけれども、先ほど町長が、ちゃんと地主さんのほうに、所有者のほうに話をしないといけないというふうなことを今さっき言われましてけ

れども、そういうのが果たして毎回言われているのか。言われているのであれば、何かのことは、やはり私も質問者として、ほかの議員も質問をしています。そういう形で、やはりキャッチボールはしないと何もつながっていかないのかなと思います。

これが、お隣も空き家です。ここは3件、ずっと空き家が3件ありますね。こういう状態がかなり続いていますね、年数としましたら。

続きまして、これが下小田です。下小田のある家屋です。屋根がありません、2階建てです。こっちはその付随する小屋ですね、トタン小屋です。

ちょっと離れて見たところですね。これは町道に面している同じ建物です。この木の東側にさっきの家があるということですね。完全に木に覆われています。地元の方によりますと、町道に木が出てきますので切らしていただいているということを知りました。

こういう形で、これでも上部は完全に町道の上に出ています。いろいろな問題があると思いますけれども、現状はこうです。だから、こういう形で、ここもシロアリの被害がかなりひどいということを知りました。

今回、私が質問に立った中で、全町の空き家資料をもらいましたので、非常に困っているところをいろんな区長さんに聞きました。その区長さんに聞いた中で、この上小田の分と下小田の分、この2点をぜひとも何とかしていただきたいと。していただくというよりしないといけないんじゃないかなというふうに思っています。すみません、切り替えてください。

そこで、最後に質問しますけれども、先ほどから言っていますとおり、市町村が行政代執行により空き家を除去する場合には、空き家法に基づいて、所有者に対して空き家の除去命令を発し、所有者がその義務を負うこととなりますので、その義務に伴う費用は当然所有者の負担ということは原則ですが、所有者が補填できない場合は、財産を差し押さえて強制徴収をするというのが認められています。

そこで、やはりネックになっているのが徴収の問題じゃないかと思います。これは、いろいろな案がある中の一つでありますけれども、固定資産税と一緒に徴収をしていく方法がほかの自治体でもされています。その方法は、解体費用を分割にするとか、そういう形でされております。

それと、先ほど町民課長から答弁をいただきましたけれども、評価額ですね、6分の1、3分の1と言いましたけれども、この6分の1に関して減免とか、そういう形はぜひ何かのことをできないのかということをお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ここでやはり担当課長としてはびしっと言ったら格好いいなと思うんですけど。

やっぱり、先ほどから御指摘いただいているような代執行であるとか、私が今回公約で掲げました寄附の制度であるとか、また先ほどの税制上の、やっぱりあらゆる手を我々としては準備していかんばらんというふうに思っています。

それで、先ほど徴収が私はネックじゃなくて、やっぱり我々の姿勢がネックなのではないかなというふうに思います。

最後の経費が取れないからこの危険を除去しないでいいかということそうじゃなくて、やはりまずはこの危険を除去するというのが一番大事だと思うんですね。ですから、そういう意味では意識とか姿勢の問題じゃないかなというふうに思います。

先ほどから言っているように、誰が首長かで違うことと、誰が首長でもせんばらんことがあります。私は、この安全・安心というのは誰が首長でもせんばらんことであるわけですから、やはりそれは我々、私が誰であれ、役所、もしくは役人としての責務だということだと思いますから、やはりそこはしっかり、私ももちろん取り組みますけれども、やはり担当課としてもしっかり取り組んでもらいたいなと思いますし、ぜひそういう奮起を促したいというふうに思います。

それと、ここで1点だけ。なかなか空き家の問題というのは難しくて、以前もちょっと私がここで、少し特定の名前を出していかがかということがありましたけれども、風景の一つとしてそういう家が写っているというのはいいかもしれませんが、少なくとも誰の家とかどことは言わないまでも、当然それぞれ所有者というか、管理者は一応あられるということになっているものですから、やっぱりこの家ということは、そこはちょっとどうなのかなという、少し問題意識を先ほど御紹介をいただいて持ちました。

ですから、私がここでだめだろうと言うつもりはありませんけど、そこはぜひこの間の名前の使い方等を含めて、よかったらまた議員の皆さん方と少しそこは協議をさせてもらったほうがいいかなというふうに思います。もちろん管理もしておられませんから、何でうちの家ばがんして写しとってやて、その肖像権みたいなことを主張、そこはされるということはないと思いますけれども、一応それぞれ個人の建物ということもあるものですから、そこは

ぜひ協議をさせていただいたほうがいいかなというふうに思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

そしたら、最後にお聞きしますけれども、当然、実行する山田町長と思いますので、ぜひ前向きじゃなくて、責務で建設課もやっていただきたいと思います。

私も3回ぐらい質問をしています。ほかの議員も二、三回しています。特に、全部が全部できるわけじゃないですけど、とにかく先ほどちょっと個人的なことで、写真もどうかと私も悩みましたけれども、やっぱり地域の人からすれば、例えば、下小田は地元でお金少し出しますよというところまで言われました。そういうことまで前にあったらしいです。ただ、どうしても所有者の方が最後は踏ん切りをされなかったということも伺っていますので、その辺は地元の区長さんを筆頭に、困っているところはやっぱり地元ですので、その辺はぜひとも前向きに——前向きというか、責務でお願いしたいと思いますけれども。

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

空き家対策に限らずですけれども、やっぱりここはどうかするために代執行ばさせてくれとか、ちょっと寄附制度のごたつとば考えたけんが、この制度ばつくりたいと思っているとか、私が、いや、ちょっとそこは少し慎重にやったほうがいいんじゃないかという形では、残念ながら今はありません。

私としても、やっぱり空き家問題というのは大切なものですから、ある意味わざわざ公約に掲げたというのは、住民の皆さんとお約束をするということは、私は個人的にお約束をするわけではなくて、それでこうやって就任させていただいているということは、今度は町の約束ということですから、やっぱりそういう意味でも、担当課もそこは建設課に限らず、ほかのことも含めて、やはり敏感に感じ取っていただきたいというふうに思いますし、それでもなお、やはり首長から具体的な指示がなければということであれば、ここでお約束をしたいと思いますが、空き家問題については早急かつ全力で取り組んでいきたいと思

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

それでは、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2問目に行きたいと思ひます。

これからの選挙、投票時間等の見直しは。

平成31年4月21日、江北町議会議員選挙の投票が行われました。投票率は71.40%で、期日前投票をした人は、全有権者の25.79%に当たる2,017人でした。

そこで、1時間ごとの投票状況のデータを見ると、8か所の投票区の合計数は開始時間の7時から20時までで、投票者の一番多い時間帯は9時から10時で554人、2番目が10時から11時で455人です。一番少ない時間帯は19時から20時で100人であり、2番目が18時から19時で177人でした。特に19時から20時の時間帯は、各投票所とも10人前後の来場でした。

令和元年7月21日に第25回参议院選挙の投票が行われ、全国での選挙区の投票率は48.80%で過去2番目の低さでしたが、期日前投票数は、有権者全体の約16%に当たる1,706万人で、前回の3年前の選挙と比べて108万人余り増え、参议院選挙としては過去最高になりました。

今回の質問は、投票時間等の見直しの検討はできないものかということです。総務省では、投票時間、投票所の開閉について、投票所は、午前7時に開き午後8時に閉じますが、市区町村選挙管理委員会は、特別の事情がある場合は、個々の投票所について一定の範囲で繰上げ・繰下げができますと説明されています。

新聞記事によると、昨年の参议院選挙で、全国の投票所の35.3%が午後8時の投票締切り時間を繰上げなどで投票時間が短くなっています。投票所は全国で約4万7,000か所に設置され、うち神奈川、千葉、大阪を除く44都道府県の1万6,600か所の投票所で投票時間が短縮されています。島根県は94.1%、鹿児島県は90.6%の投票所で締切り時間を繰上げと書かれてありました。

締切り時間は午後6時、7時と分かれています。繰上げの要因としては、午後6時から8時までの投票者の有権者に占める割合が非常に低く期日前投票制度の導入により投票の機会が増え、有権者にも深く浸透してきたのではないかと思います。また、高齢者の方の多く

が昼間の明るい時間帯に投票を済まされているということもあるようです。

以上のことから、期日前投票の時間帯も含めて、投票時間の見直しの検討をお願いします。特に昨年から今年にかけて、新型コロナウイルス感染拡大が日本国中に影響を与えています。あらゆる行事等が中止、あるいは延期となり、新しい生活様式も取り入れられています。検討の段階に入っているのではと思います。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

#### ○総務課長（山中晴巳）

それでは、池田議員の質問にお答えをしますけど、質問については、9月1日に江北町の選挙管理委員会を開催しました。9月1日は定時登録ということで、選挙人名簿の登録を行ったわけですけど、その際、今回こういったことで池田議員のほうから質問が出ているというふうなことで、委員会のほうで協議、検討をしていただきました。

その結果を私のほうで答弁をいたしますけど、委員長のほうからの指示ということで私のほうが、事務局のほうで答弁をとということで、私のほうからしたいと思います。

質問の内容によっては、事前に受けていた分については答弁できるかと思いますが、選挙管理委員会で協議が必要な分等がある場合については、ここでの答弁はできない場合がありますので、その辺は御了承をお願いしたいというふうに思います。

それでは、池田議員の質問で2つあると思います。選挙当日の投票時間の繰上げができないか。それから、期日前投票についても時間の繰上げができないかということだと思います。

選挙当日の投票時間については、先ほどありましたとおり午前7時から午後8時までということで公選法のほうで規定をされております。それで、開閉時間、繰上げ・繰下げについては、公職選挙法の中で先ほどありましたとおり、「市町村の選挙管理委員会は、選挙人の便宜のため必要があると認められる特段の事情がある場合又は選挙人の投票に支障を来さない」と認められる特段の事情がある場合に限りできる」ということで規定をされております。

それで、この質問を受けて、一応町の選管のほうでも、事務局のほうで過去4回の選挙について、6時から8時までの各投票所における投票者の数を調査いたしました。それで、この2時間のうちに投票所に来られた方については、大体200人から280人ぐらいがそこに投票に来られております。大体、各選挙の投票者総数のうちの約5%の方が、この2時間の間に来られたということでもあります。

それで、こういったことも踏まえて、江北町の選挙管理委員会で委員長をはじめ4人の委員さんがいますけど、その中で協議をしていただきました。そこで出た結論というのが、やっぱり選挙人の方が6時から8時までしか来れないという方もいらっしゃるということで、その時間で来られる方が今の調査をした中では5%ということで、約250人いらっしゃいますので、その方たちのことを考えれば、やっぱり投票の機会というか、その時間にしか来れないという選挙人の方もいらっしゃるということで、また、投票率が低下をするということもありますので、今は投票時間の繰上げについては早急にするべきではないんじゃないかということで、委員会のほうでは結論というか、協議はなあって、私のほうが今答弁をしたところであります。

それから、期日前投票所の投票時間の繰上げについての御質問ですけど、公職選挙法においては、期日前投票の投票時間については、大体朝の8時半から夜8時までという規定になっております。

その中で、期日前投票所を江北町の場合は1か所しか、町の公民館のほうに設置をします。他の大きな市町については2か所以上、5か所とか3か所とか設置をするところもあります。

公職選挙法では、2以上の期日前投票所を設けている場合については、1の期日前投票所を除いて投票時間の繰上げ・繰下げはできるという規定になっております。ですので、2つ以上あるところは、1つは必ず8時半から夜8時までには開いておく必要があります。うちの場合は1か所ですので、江北町の場合は期日前投票所の繰上げ・繰下げについてはできないということでもあります。

それから、最後に新型コロナ関係も含めて投票時間の繰上げをしたらと、そのほうが新しい生活様式というふうなことでありましたけど、そのことについても、委員会の中で協議をしたわけですけど、やっぱり新型コロナウイルスの感染症対策等を考えたら、やっぱり投票所に人が集中するのを避けることも考えたら、今のままでいいのではないかということで、委員会の中ではそういったことになりました。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

今、選挙管理委員会でされたことに対して、私もいろいろ言うつもりはないんです。ただ、



今回出した中に、いろんな区長さんからお話をいただきました。それと地元の方、そして管理をするんですね、地元の公民館。そういうところもやっぱり設置の問題とか、いろいろなことの全体的なことでも私も話を聞きましたので、こういう形で、本当はこれは3月議会で質問する予定でしたけれども、コロナ関係で9月議会にずれ込んだわけです。

それでもう一つ、近隣の市町を見ますと、大町町選挙管理委員会では2時間繰り上げて今やられているみたいです。それから、武雄市も同じく午前7時から午後6時までの投票をされているみたいです。そちらで大町町のほうにもお聞きをしましたら、やはり私が通告書に書いているような形で、期日前投票制度の導入により機会が増えたということと、高齢者の利便性をお聞きしました。

そういうふうなことから今回出したんですけど、最後にコロナによる新しい生活様式ということで書きましたけど、逆に課長のほうから三密になるのを防ぐように聞こえたので、ああ、なるほど、そういう考え方もあるのかなと思いながら今聞いていました。

ただ、自分もいろんな負担等が結構出ているんじゃないかなという気持ちもありましたので今回質問を出しましたけれども、その辺について、町長のほうから何かありましたらお願いします。

#### ○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

いや、私もこの質問だけは絶対私が答弁することはないなと思っていたんです。というのが、これは選挙管理委員会の権限に属することですから、投票時間云々ということについて、私もある意味投票を受けるほうなものですから、言うことではないとは思いつつも、私としての考え方ということですけども、その前にちょっと確認をさせていただきますが、ということは、池田議員は少なくとも投票時間は短くできるなら短くしたほうがいいんじゃないかという考え方でいらっしゃるということなんですね。（「当然ですね」と呼ぶ者あり）分かりました。

そういう意味では、私は少し認識が違います。というのが、先ほどからあったように特段の事情があれば見直していいということでもありますし、例えば、離島なんかは、当たり前投票時間まで投票して、そればまた運んで今度開票するとなると翌日になるとか、やはりそういう、まさに特段の事情があれば投票時間を短縮するということができると思うんですけれ

ども、おっしゃるとおり、その解釈の中で投票時間を短くされているところもあると思います。

ただ、先ほどからあったように、関係者の負担軽減というようなことが特段の事情に本当に当たるのかどうなのか、そこらやはりよく考えんばいかんと思います。というのが、今これだけ政治に無関心とか、投票率の低迷とかが叫ばれている一方で、少なくともそういう有権者の権利行使のための時間を短くするというのが、それを関係者の負担軽減というのが、それでもなお特段の事情に当たるのかというのは、正直私は少し疑問に思います。

それで、例えば、先ほどの期日前投票とか、投票日じゃなくて投票期間にするとか、それとか今、例えば、ネット投票みたいなことも言われていますけれども、今の制度を完全に移行できるような新しい制度ができて、そういう国民の権利行使にマイナスにならないような制度ができればもちろんそういうことは考えられるというふうに思いますけれども、少なくともそうでなければ、関係者の負担軽減を特段の事情として時間短縮ができるのかということ、ぜひそれは選挙管理委員会が研究をしていただきたいですけれども、それと併せて、今日こうやっていらっしゃる議員の皆さん方も、まさにその投票行動を受ける皆さん方ありますから、逆に言いますと、ぜひ議会の中でも、そうしたことについてはしっかり議論をしていただいて、その中で一定の成案といいましょうか、御意見というふうなことでまとまるようであれば、それこそ決議であるとか、または選挙管理委員会への申入れとか、そういうこともあろうかというふうに思いますので、先ほどあったように、ぜひ短縮すべしという考えであれば、それでまた議会でもしっかり議論をいただければなというふうに思いますが、私は先ほど申し上げたように、今この時点で投票時間を短縮すべしというふうには思っておりません。ただ、そのかわりまさに関係者の皆さん、区長さんをはじめ、また職員も含めてですけれども、それだけの御負担を強いるということにはなると思います。というか、今までどおりではありますけど、そこは切にお願いを申し上げて、ぜひ我々のまちづくりの基本でもありますから、やっぱり選挙というのはですね。ですから、そこはしっかり慎重に考えたほうがいいと私は思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

分かりました。選挙管理委員会のほうでお決めになられたということですので、私もその辺はまたいろいろなお話を聞いた区長さんをはじめ、そういう方にいろいろ説明をしながら、よりよい方法があれば、またそれなりに模索していきたいと思います。

以上、終わります。

#### ○西原好文議長

7番池田和幸君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時25分。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

#### ○西原好文議長

再開いたします

9番淵上正昭君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

#### ○淵上正昭議員

皆さんこんにちは。淵上正昭です。

それでは、通告に従いまして、東古川に面する圃場から地下水位低下等を図るために設ける暗渠排水について、それと大雨時における災害対策を行う上での排水機場、排水樋管等についての2つをお伺いいたします。

まず、東古川に面する圃場から地下水位低下等を図るために設ける暗渠排水についてお伺いいたします。

東古川に面する圃場、これは国道207号線の山田橋というのがあります。それよりも下流というふうに御理解をいただきたいと思いますが——において水田の地表残留水や地下水位の低下を図り、乾田化するための方策の一つである暗渠排水は東古川の張りブロック部分に堤防、併用道路とも言いますが、その天端より150センチメートルほど低い箇所に施工をされております。暗渠排水のねじ式水閘は非かんがい期は常時開けた状態でありましたが、かんがい期になると中干しなどのために幾度となくキャップ、水閘の開閉を行う必要があります。しかし、堤防が浸食していることにより、張りブロックとU字溝の損傷が激しく、足を滑らせ落水することも度々あり、また、ねじ式水閘の口径が100ミリで他の水路で使われているねじ式水閘よりも2倍ほど大きく、キャップの開閉にも困難を来している状況であります。

張りブロックとU字溝の損壊の改修については、県が東古川堤防の浸食対策として、平成

28年度、平成29年度、令和元年度にのり面を覆うブロックマット工法により毎年度80メートルから90メートルほど改修されておりますけれども、この改修箇所内にある張りブロックとU字溝の損壊についても同時に改修をされているところでもあります。しかし、今後の改修がどうなるのか、また、これまでのペースで改修されたとしても相当な年数を要するものと思います。

ねじ式水閘は堤防の天端より150センチメートルほど低い位置にあること、足を滑らせ落水等を防ぐ昇降用ステップもないこと、また、耕作者も高齢化していることなどを考慮し、暗渠からの排水を陸上から調節ができ、維持管理も容易にできる水位調整型水閘、通常、立て水閘といたしますけれども、その設置が必要と思いますが、お伺いをいたします。

まず、モニターで1回見ていただいて、その後に御答弁をお願いしたいと思います。

(パワーポイントを使用)これがU字溝と張りブロックでございます。ほぼほぼこういったのり面が損傷して張りブロックのほうも、こういうふうな形になっているものが多いです。

先ほど言いました、これですね、ここが暗渠排水のちょっとキャップといたしますか水閘でございます。この道路から、堤防からここまでが大体1メートル50、あるいは1メートル60とか、そういうふうな高さになっております。

これは本人が自分たちで写真を撮って提供してくれたものです。当然個人情報ということでもありますけれども、本人の許可をいただいておりますので、あえてここで出させていただきます。実はこれは満水ではありませんでしたということでした。少しまだ余裕がある水位のときです。これは東古川ですね、当然。これから約30以上の下に先ほどの水閘があるというふうに理解をしていただきたいと思います。

これが先ほど言いました立て水閘ですね、水位調整型水閘、立て水閘といたします。これが田んぼの中の道路側、ここは排水するところなんです、田んぼのほうから水を流すところ、川のほうに流すところなんですけど、このところに、その下に暗渠排水管がありますので、そこを下で調整する、閉めたり開けたりすることなんです。これが立て水閘というものです。これは反対側、左岸側なんですけど、こちらのほうもこういうふうな状況になっているということなんです、ほとんどこういう形になっているというふうに御理解をいただきたいと思います。

ということでございますので、先ほどの御質問の御答弁をよろしくお願いたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。一ノ瀬産業課長。

### ○産業課長（一ノ瀬和義）

こんにちは。質問をいただいた古川について私のほうも確認に行きました。質問をいただいたすぐに確認に行ったときにはちょっと水位が高くて、はっきりした状態が確認できるのが八町、城ノ井樋線、八町制水門の下流側のところに出ている分は議員がおっしゃられるように100ミリのねじ式水閘が出ておりました。今度の台風の影響で落水をさせていただいたおかげで、昨日ですけれども、もう一度現地のほうを確認に行きました。その中で、ついている状況、また、排水口等の状況も確認はさせていただきました。

古川水路については、現地を確認したところ同じような形で排水路のU字溝の横に張りブロックが張られて、その途中、張りブロックの中に暗渠が出されているというふうな形があります。通常の圃場であれば捷水路側に各圃場ごとに2か所なり3か所とか、そういう形で暗渠が出ていますので、50であったり65であったりとか、そういうふうな形であるのかなと考えております。

今回の八町地区の古川沿いについては、河川に占用するということから集約されて100で出されているものと考えております。基本的にそれ自体については個人さんの各圃場の耕作者、所有者の方の財産であるというふうに考えております。

現場を見ますと堤体の浸食で張りブロック、2列程度ある分について浸食されて、1列目はよくても2列目が先ほどの写真のように落ち込んでいるというところもあれば、張りブロック自体落ち込んでいるところもありました。ただ、水路自体が崩れているというところはちょっと私すみません、確認がちょっと取れておりません。そういうふうなところで、同じように幹線水路、山口とか佐留志、惣領分地区でも幹線水路に暗渠が出ている部分があります。そこについては50程度の、ちょっと近くでサイズまでは確認していませんけれども、100ではありませんでした。同じような形でステップ等もなく場所すらはっきり分からない状態であります。

八町地区のほうがせめて救いと言うたらいけませんけれども、一応水路が分かるというところで、場所的なものは分かるのかなというふうな形であります。

おっしゃっているような立て式水閘というのが農林等の補助でできないものかというふうなことで事業についてもちょっと確認をさせていただきましたけれども、今のところ補助で対応できるものがないというふうな状態でありました。

八町地区の対象圃場全部は調べていませんが、大体、平成20年から21年度に暗渠排水の施工がされております。鉱害復旧以降にされているというふうなところであります。暗渠排水については、大体おおむね20年程度が耐用年数ということで、その補助を受けてするためにはあと9年から10年ぐらい当該地においてはかかるんでないかと考えております。

現在、各地区で取り組まれている多面的機能直接支払交付金の長寿命化の県メニューのほうに暗渠排水のメニューがあります。支障が生じているというふうなものも対象になるようですので、できればそういうもので取組をしていただければと考えております。

以上です。

#### ○西原好文議長

淵上君。

#### ○淵上正昭議員

今、課長の答弁ですと、何かこれよりももっと悪いところがあるような言い方をされましたし、別に私はこれを新設してくれと言っているわけではありません。今まできれいになっていたところが川の流れて、のり面が浸食してしまっていて、それに付随して張りブロックが壊れて、そして、そこを改良するときに現地を見て水のあったときというふうな話もありましたけど、実際入ってみてどういった状況になるかということも、やっぱりしてみないと分からないですので、できないことを探すよりも、何かできるほうをするというような、どうせ使うエネルギーじゃったら、できないことをいろいろ探すよりも、できることを考えたほうがいいかなというふうに思います。

それはそれとして、やっぱり状況としては、今までびしゃつとしてあったものが、まずできていないということですよ。じゃ、元に戻してくださいという話ですよ。結局、あそここのり面がそういうふうになったもんですからそれに付随している張りブロック、U字溝のところがこのような状況になっているということですから、じゃ、元に戻せばいいじゃないですか。そして、なおかつステップ等を造っていただければ今までよりはいいかも分かりません。しかし、結構、耕作者の方も本当に高齢化をしているんですね。もちろん女性の方もおられます。ですので、先ほど見せたように陸上から調整ができるような、そういうものを造っていただけないかということなんです。

課長の答弁でありますと、ほかの方法でちょっとやっってくださいというふうなことなんでしょうけれども、じゃ、これはある意味災害じゃないですか、こういうふうになっていると

というのは。自分たちが何かでしたわけでもなくて——私はそう思いますけど、何か答弁ありますか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。一ノ瀬産業課長。

**○産業課長（一ノ瀬和義）**

する方法として多面的機能支払交付金の長寿命化でやったらできるんじゃないかと。確かに今おっしゃるように、水路側については危険であるので、そのできる方法として今考えられるのが多面的機能直接支払交付金のほうでできるんじゃないかという形でお願いをしているところであります。

**○西原好文議長**

淵上君。

**○淵上正昭議員**

ちょっと前のことを言ったらあれですけども、平成28年の3月議会のときに張りブロックは県の占有物か、県、どちらのほうの占有工作物でしょうかということでお聞きいたしました。そのときの建設課長は町の占有物件でありますという答弁をいただいております。町長もそのときは河川の構造物という考え方もできるので、併せて県に相談をしてみたいというようなことでありました。

先ほど私言いましたように、個人が自分の不注意でこういうふうな状況になしているんだったらそれは分かりますよ。しかし、これはある意味、東古川の河川の状況によって、こういうふうな状態になっているということであれば、じゃ、県のほうにも、町であれば町で何とか考えにやいかん。しかし、県のものであると、構造物ということであれば県のほうに問合せをして、そういうふうには何とかできないかという、そこまでお話はできていないような感じがいたします。だから、やっぱりそういうところまで考えた上でちょっと答弁をしてほしかったなというふうに思いますが、県、そういったところには確認というか、されているんでしょうか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。一ノ瀬産業課長。

**○産業課長（一ノ瀬和義）**

ただいまの質問の中の県に問合せをしたかということで、すみません、県の土木のほうに

は確認をしておりません。ちょっと補助対応ができないかということで県の農林とかには問合せをしましたが、土木のほうには問合せはしておりません。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山中副町長。

**○副町長（山中秀夫）**

今、淵上議員が言われたように、特にのり面のところは危なくて、本当に危険性があるということは写真等を見た中で思います。そういうふう中で、産業課のほうでは県のほうで相談したけれども、取り組めるのがありませんでしたということじゃなくて、どういうふうにして取組ができるかということをもう一回ですね、もう一回というよりも県に強くお願いをして、どのような対策があるのかということを含めてしていかなければいけないと思っています。

要するにのり面の壊れたものはやっぱり水路からの雨が多く降ったために、その辺の構造物が壊れての危険性があるということです、その辺も含めて県と協議をさせていただきたいと思います。

ちょっとこの場でどうこうするということは言えませんが、県との協議をして、実際現地に行って、どこをどういうふうにした方がいいのかということも含めながら検討させたいと思いますので、一応そういうことでお願いいたします。

**○西原好文議長**

淵上君。

**○淵上正昭議員**

ぜひ県のほうにも確認をしていただいて、この物件が町のものなのか県のものなのかというのは、ちょっと私もその後の報告は受けておりませんでした。ただ、県はブロック工法でのり面をするとき、そこにあるU字溝、張りブロックと一緒に改修をいたしますというような答弁でありましたので、ちょっと繰り返しになりますけど、個人が何かのあれで壊したのではなくて、ですから産業課、あるいは建設課の問題だったかも分かりません。ぜひ県のほうにも確認をしていただいて、こういう状況ということをしっかり伝えていただいをお願いしておきたいと思います。よろしく申し上げます。

1点はこれで終わります。

**○西原好文議長**



皆さんにお諮りいたします。この後、昼食時間を挟みますので、2問目については午後からの質問にしたいと思います。

暫時休憩したいと思います。

昼食のため、再開は13時30分をお願いいたします。

午前11時46分 休憩

午後1時30分 再開

#### ○西原好文議長

再開いたします。

午前中に引き続き9番 淵上正昭君の発言を許可いたします。御登壇願います。淵上君。

#### ○淵上正昭議員

それでは、午前中に引き続きまして質問をいたします。

2問目は、大雨時における災害対策を行う上での排水機場、排水樋管等についてお伺いをしたいと思います。

その前に、先月、8月12日の新聞に記載をされておりましたけれども、武雄河川事務所が長年、水門の操作に従事された人など、国土交通行政の推進に功績のあった個人や団体を表彰されております。六角川関係は5名、牛津川関係が2名の方です、計7名でありました。本町からは長江湖排水樋管の操作に長きにわたり従事されました八町中区の大串邦男様、また、西古川排水機場の操作に従事されました八町北区の武富光義様が水門等の操作功労賞を受賞されております。本当に長きにわたる御苦勞に敬意を表するものであります。交代はされましたけれども、引き続き後進の指導にも御尽力をいただいております。本当に重ねてお礼を申し上げたいというふうに思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

昨年8月の佐賀豪雨では線状降水帯の影響により、本町では降雨量がわずか3時間で249.5ミリ、その中の1時間は103.5ミリと記録的な大雨となり、床上、床下などの浸水被害をもたらしました。今年は雨季の期間が6月11日から7月29日までの約2か月間と長く、また、梅雨前線の停滞が長く続いたことから降雨量は昨年の同月と比較しますと約2.3倍と聞いております。しかし、この間、町内の主要幹線水路等の事前落水もあり、また、排水機場等の適正な管理により大きな浸水被害は発生をしておりません。9月に入りますと2日に台風9号、7日には大型で強い台風10号が九州の西岸を北上し、県内に暴風雨による被害をもたら

しました。今回の台風は雨による被害は少なかったものの、近年、線状降水帯の発生によって甚大な被害が増している中、今まで以上に排水機場等の管理が重要となっています。

そこで、大雨時における災害対策を行う上での排水機場、排水樋管等からの排水状況、管理体制について3点お伺いをいたします。

まず、1点ですが、町内にある各強制排水機場の排水能力はどのような総合排水計画で定められたものか、また、通常の実管理体制と大雨時の具体的な対応はどうなっているか、お伺いいたします。

私のほうで強制排水機場の能力について御説明させていただきます。朽木の排水機場につきましては、能力が毎秒5立方メートルです。ちょっと分かりやすく言えば1秒間に5トン、それから鳴江排水機場が1秒間に3トン、それから、施工主体が朽木は鉦害です。それと先ほど言いました鳴江も鉦害です。それと鳴江の国交省の分、これが1.5トン、それから城ノ井が鉦害で4トン、東古川が同じく鉦害で19.5トン、東古川には国交省の分があります。これは3トンです。それから、西古川に国交省の排水機場がありまして、これが1トンで、大西に鉦害で造りました、これが3トンですね、計、鉦害では34.5トン、国交省では5.5トンで計40トンになります。

それで、この総合排水計画がどういった計画で定められたものか、また、通常の実管理体制と大雨時の具体的な対応の御答弁をお願いしたいと思います。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富建設課長。

#### ○建設課長（武富和隆）

洵上議員の質問にお答えしたいと思います。

現排水計画の根拠と申し上げますところ、鉦害復旧時における排水計画につきましては、当該地区につきましては軟弱地盤でありましたので、極力かさ上げ高を抑えて効用回復を図ることを基本としております。最低田面高を設定されまして、なお、その不足する分を強制排水ポンプによって効用回復を図る計画となっております。

排水対策の基準の確率年ですけれども、これは20年度に1度の降雨確率で示してあります。これが昭和51年に320ミリ降っておりますので、この8月3日から4日の320ミリに対しまして最低田面高からプラス0.3メートルまでを許容湛水位としております。それ以上の水位を24時間以内に排水ポンプにより強制排水することで農地の効用を図るということになってお

ります。

江北町の分水排水計画大綱の中では、古川への集中排水となっている現状を是正するために町全体の排水計画が必要とされております。この計画に沿って臨鉦ポンプの容量の再配分と各幹線水路の効果的な井堰の管理の連携をもって行うとされております。

個々に申し上げますと、惣領分、佐留志地区につきましては、先ほど議員から説明がありましたとおり、臨鉦ポンプが8トン、これは朽木と鳴江を合わせて8トンとなります。あと国交省が1.5トンで合わせて9.5トンの排水計画でありましたが、門前と土元地区からの分水計画によりまして3.5トン流入することで城ノ井樋に4トンのポンプが計画されて、その地区につきましては全体で13.5トンのポンプの設置となっております。

それとあと、大西地区なんですけれども、大西地区につきましては、もともと排水計画はなかったんですけれども、上小田からの分水計画によりまして草場と祇園川の流域から約3トンの流入が見込まれるということで、大西地区に3トンのポンプが設置となっております。

それと、八町地区につきましては、先ほど臨鉦ポンプが19.5トンと国交省ポンプの4トン、東古川3トンと西古川1トンの全体で23.5トンのポンプ設置となっております、強制排水能力につきましては合計40トンの排水能力となっております。

続きまして、通常の管理体制と大雨時の具体的な対応ということであります。

まず、国交省の分なんですけれども、通常は操作員1人体制で行われています。点検頻度としましては、出水期が5月から10月に月2回を行われています。非出水期につきましては、11月から4月の月1回、年18回の点検を行われています。内容としましては操作員による黙視の点検等を行っております。

それと緊急時なんですけれども、緊急時につきましては、管理体制としまして操作員1人とあと操作代理人が1人、計2人で管理をされております。当然、六角川の潮位を見ながら操作を行っております。

臨鉦ポンプの排水施設の管理体制なんですけれども、通常は操作員1人で、点検頻度としましては年間を通して月4回の48回の点検を行っております。操作の内容としましては黙視の点検を行っております。

大雨時の対応としましては、臨鉦ポンプにつきましては操作員1人とあと補助員が2人おりますので、その3名の交替制で操作を行っております。ここの対応としましても内水、外水の水位状況を見ながら自然排水か強制排水かの判断をして排水を行っております。

以上でございます。

**○西原好文議長**

渕上君。

**○渕上正昭議員**

先ほども言いましたように、1時間100ミリというような大雨が降る時代になってまいりました。線状降水帯の発生によって内水氾濫、外水氾濫により被害が増しております。今、説明もありましたけれども、強制排水機場の中の排水能力、これが果たして本当に今のままでいいのかどうか、その辺もひとつ検証をする時期に来ているんじゃないかというふうに思っています。そのことについて御見解をお聞かせください。

それから、通常管理体制と大雨時の具体的な対応については分かりまし、0た。

皆さん御存じのとおり、平時から大雨時の対応まで昼夜問わず町民の安心・安全のために御尽力をいただいております。管理者の意見をよく聞いていただいて、できることは早急に対応をしてもらいたいし、国交省が管理する排水機場に関することでも、ぜひ武雄河川事務所あたりにしっかりと伝えていただいて改善を図っていただきたいというふうに思っています。

それで、先ほど言いましたような今のままでいいのかどうかのことについて御見解をお聞かせください。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富建設課長。

**○建設課長（武富和隆）**

渕上議員の再質問にお答えいたしたいと思っております。

排水機場の施設能力は見直しが必要じゃないかということでもあります。

近年の降雨量の増加と、あと、農地とか土地利用形態の変化もありまして排水量が増加していると思われま。施設能力の妥当性を検証する上で再検討が必要あると考えております。

ただ、既存施設の構造とか費用面とか課題もありますので、そこら辺は慎重に検討を行う必要があるかと思っております。

以上です。

**○西原好文議長**

渕上君。

**○ 瀧上正昭議員**

そうですね、先ほどの総合排水計画についても、当然、鉾害農地の復旧における総合排水計画でありましたので、家屋等の浸水もありますけれども、農地のことについても当然考えていく必要があると思いますので、ぜひ検討方をお願いしたいと思います。

それでは、1点目は終わりますので、先に進んでよろしいでしょうか。

**○ 西原好文議長**

はい、9番瀧上君。

**○ 瀧上正昭議員**

次に、2点目ですが、町内にある国土交通省管理の各排水樋管の排水能力は毎秒何立方メートルか、また、通常の管理体制と大雨時の具体的な対応はどうなっているか、お伺いをいたします。よろしくをお願いします。

**○ 西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富建設課長。

**○ 建設課長（武富和隆）**

排水樋管の排水の能力と、あと通常の管理体制と大雨時の具体的な対応ということでございます。

国交省の排水樋管につきましては、六角川に7樋管、そして、牛津川に2樋管あります。ここの排水断面を計算しまして、大体その排水能力としましては約150トン毎秒の排水能力があると考えております。

それと、あと通常の管理体制と大雨時の具体的な対応としましては、通常は操作員1人で操作されております。点検なんですけれども、これも先ほど国交省の排水機場と同じで年18回の点検を行われまして、操作員さんによる目視点検が行われています。

それと、あと大雨時の対応ですけれども、ここにつきましては、外水が待避水位に達したときに全開して排出させると言われましたので、例えば、大雨の干潮の3時間前に全開を行いまして、そして、あと干潮から3時間後に全閉の操作を行われています。

以上です。

**○ 西原好文議長**

瀧上君。

**○ 瀧上正昭議員**

排水樋管の排水能力について個々に分かれば教えて、排水樋管ごとに何トンということに分かれば教えてください。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富建設課長。

**○建設課長（武富和隆）**

今のところ全体で出しておりますので、あと計算して改めて報告したいと思います。

**○西原好文議長**

淵上君。

**○淵上正昭議員**

私の質問も国交省が管理する排水樋管ということでありましたので、朽木の排水樋管、それから鳴江水門、それから城ノ井の排水樋管、古川樋管、これは入っていないですよ、ここを入れるともっと大きな、そこを利用するというのであれば、使用するということであれば150トン以上のもっと大きな毎秒トン数が排水できるということになるかというふうに思います。

それで、今回、事前落水というか、そういうことで、町のほうから協力依頼をされて排水をしてもらっています。今、ちょっと排水樋管を利用するのに干潮前の3時間から干潮後の3時間と言われましたけど、これは全てがそういうふうな操作をされているのかどうか、ちょっと再質問で答弁をお願いしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富建設課長。

**○建設課長（武富和隆）**

大雨時の対応なんですけれども、ここにつきましては、ある1か所でそういった操作を行っているということで確認は行っております。この場所は朽木の樋管のことございます。

**○西原好文議長**

淵上君。

**○淵上正昭議員**

だから、1か所をもって全てをやっているような答弁でしたのでね、やっぱりそこら辺は一つ一つ確認した上で答弁をしてもらわないとちょっと勘違いをするからですね。全部しとったらいいですよ。確認取れていないということであれば確認取って、そして、答弁をお

願いたいというふうに思います。

その事前落水のときに強制排水機場の排水機を使うよりも自然排水でのほうがちょっとトン数的には多いということに数値的にはなるわけです。ですので、そういったところも含めて先ほど1問目に言いましたけれども、排水機能力を総合的に検討して増やすべきなのか現状維持でいいのかということもぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

一つちょっと思うのが、国交省の排水樋管について、実はこれも私も鍵がかかっているものですから全てを見てはおりませんが、照明器具がないところがあるんです。それと開閉をするときに手でエンジンをかけて、そして、回すというふうなところもあります。それから、堤防を階段で上がって行って排水樋管のところでは操作をするということになっていますが、その階段も、よその田んぼのところを行かにかんようなところがあれば——だから、そういうせっかく排水樋管が利用できるのであれば、やっぱりもう少し設備あたりもしとったほうが管理する方も非常に助かるんじゃないかなというふうに思いましたので、ぜひこの件についても、国交省のほうにもどういった理由でこのようになっているかということも確認いただいて、是正できるところは是正していただくように。そうすると管理者の方も夜照明もないところに懐中電灯を持って行って、日中しときゃよかやっかという話ではありませんけど、どうしても雨は自分たちのいうようにはできませんので、その辺もひとつよろしくお願いしておきたいと思います。

じゃ、今の国交省が持っている排水樋管の照明であったりエンジンをかけるときのやり方であったり、そういったところを国のほうに伝えるというか是正していただくようお願いしたいんですが、その答弁をお願いします。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富建設課長。

#### ○建設課長（武富和隆）

淵上議員の質問にお答えしたいと思います。

樋管の中でちょっと通電というか電気が通っていないところが1か所ありまして、そこにつきましては、エンジンのほうで操作をさせ、あとは電動化がなされております。

その通電されていないところにつきましても、やっぱり操作員の方の安全で操作をしてもらうために国のほうに要望をしていきたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

ぜひ早急に現状をお伝えして改善できるようにお願いをしたいと思います。

最後に3点目ですが、町内の幹線水路等に設置されているスライドゲート等の開閉の方法についてお伺いしますが、こういった開閉のやり方があるのか、御答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富建設課長。

○建設課長（武富和隆）

幹線水路のスライドゲートの開閉方法ということであります。

今、幹線水路のゲートにつきましては、まずハンドル式とラチェット式ということで差し込んで上下するという手動で操作を行われているところが主でございます。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

モニターに切り替えてください。

（パワーポイントを使用）今、課長のほうから答弁がありましたけれども、これがラチェット式ですね、実はこの中には離脱式のハンドルであったり、それからラチェット式とか、丸ハンドルとか、そういったものがあるんです。これは見ても分かるように1回1回して1センチか、1センチも上がらないですね、何ミリかが上がっていつとやるようなラチェット式の開閉器であります。これはハンドル式です。ただ、これは結構上がったり下がったりいたします。これも先ほどのラチェット式ですね、こういうふうなものなんですけど、これが離脱式のハンドルです。こちらのほうを緩めてこれで回すと。そして上げたり下げたりするわけです。これがちょっと遠目から写したものなんですけど、これを少し緩めてやって、ハンドルで時計回りであれば上さん上がっていく、反対であったら下がっていくというようなやり方なんです。

実はそのほかにも、これは電動式なんです。今、町内のほうには電動、それから離脱式



のハンドル、ラチェット式、丸ハンドル、こういうふうな上げ下げをするものがあります。それで何が言いたいかというと、こういうふうにしてきっきのラチェット式なんかは底から上げるためには時間はかかるし肩は痛いし、なかなか大変なんですね。先ほど最後に見せました電動式、これは非常に簡単でボタン一つで上げたり下げたり。こういう電動式にぜひしてほしいという管理者からの強い要望もあっているわけです。ですので、そのところを、これから——はっきり言って皆さん大変高齢者なんですね。そして、見ていただければ分かりますけど、下は不安定なところから垂直でほとんど上がっていくんです、上がり下がり。そして、特に雨が降ったり条件の悪いときになるとやっぱりちょっと滑ったりとか、そういうことも当然あるかと思います。そういう意味で、ぜひ電動式に切り替えるように検討していただきたいというふうに思いますが、御答弁をお願いいたします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富建設課長。

**○建設課長（武富和隆）**

スライドゲートの電動式にということでもありますけれども、今現在、電動になっているところにつきましては、臨鉦ポンプ排水施設の末端のゲートのところが電動式になっております。これにつきましては、操作員さんと関連で操作の負担軽減と安全の確保のために平成21年と平成25年に電動化を行っております。

この辺につきましても、ちょっと8月に開催しました冠水被害軽減対策会議は町で行いますけれども、その際にも地元の方から操作員さんの高齢化とか安全確保のためにゲート化の要望が上がってはおります。まずは現状把握を行いまして、町としての一定の方針を示して、あと、かんがい排水施設運営委員会に提案事項として協議を中でお願ひしたいと思っております。

以上です。

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

恐らく今の答弁では御満足いただけなかったんじゃないかなというふうに思います。

というのが、何かいろんな答弁でそうなんですけど、これから協議をしたいとか、それは協議はせんばらんのは当たり前ですけど、やっぱり今の認識を少なくとも担当者であるとか、

担当課であるとか、担当課長としてどうかというところまでは少なくとも言わんと、必要かどうかということは何も言わなくて、今こうやってお聞きしましたから、それはその委員会で協議したいということの間に、御質問とその協議したいということの間にやはり責任課としての認識というかな、そこは少なくともそれは言えると思うんですよね、何もここで予算つけますとは言いきらんにしても。

だから、冒頭御指摘いただいたように、やはり近年のそういう気象状況の激甚化とか、それと高齢化とか、また、人口減少とかということの中で、特に迅速な対応が必要なものですから、そこは我々としてもしっかりそうしたことに対応せんばいかんという認識は少なくとも持っておりますというところは言わんばいかんと思います。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

淵上君。

#### ○淵上正昭議員

先ほどの課長の答弁の中に臨鉦ポンプだけはしていますということでありまして、西古川も実は町民の方が操作をしているわけです。国だからしないとか臨鉦ポンプだからしますよというのはいかがなものかなというふうに思いますので、そこはもうちょっとよくよく考えてつける方向でまずはお願いしたいというふうに思います。

先ほど、町長からありましたように8月25日から28日までやったですかね、4日間、冠水被害軽減対策会議が開催されておりまして、るる担当されている操作員さんのほうからもお話があったというふうに聞いております。これから特に事前の排水というか、とにかく農地、もちろん家屋、人命も含めてですけど、そういったものを守っていくためには、今回、試験的にと言うてはあれですけども、されました事前落水あたりも、そういうことで、町とかそこにはその排水機場の操作員さんだけではなくて、やっぱり水利組合という組織もありますし、そういうふうな皆さんが連携して協力できるように連絡マニュアルとか、そういったものをつくりながら一気になかなかできませんけど、1回1回そうしたときに意見集約をしながらぜひやっていただきたいというふうに思っています。

それで、ちょっとこれは提案というか、そういうふうな排水対策基本的な計画書あたりをつくって、そういったものの中でいろいろこういうふうにしよう、ああしようというふうなことも含めてつくられたらどうかなというふうには思いますけど、そこは町のほうにお願い

をしておきたいというふうに思っています。

今後とも電動化でありますので、ぜひ町長がそういうふうに言われましたので、積極的に検討をしていただきたいというふうに思います。

#### ○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

先ほど答弁で出てきました鉱害復旧時点での分水といいましょうか、排水計画というのはありました。今日も何度となく出ておりましたけれども、やはり近年の気象状況の激甚化とか、我が町で言うなら土地利用状況の変化というのも大きいんだというふうに思います。それとやはりそういう高齢化であるとか、こういうことを踏まえた上で新しい町の全体の排水計画といいましょうか、いうものが策定が必要であるというのは1年といわんごと前から言っていたと思うし、それでもなかなか進まないもんですから私もやはりきちんと町として町民の皆さんとお約束をするという意味で、私も今回これも公約に掲げさせていただいたわけでありまして。先ほども例えば、20分の1とかそれでいいのかどうなのかとか、実はやはり見直さんばいかんところいろいろあるというふうに思います。

今回の事前排水、落水についてもあくまでも応急的にといいましょうか、試験的にといいましょうか、試行的にといいましょうか、御協力をいただいたわけでありまして。これは、そういう排水計画までの道のりでいけばまず一歩というかな、この間はそういう検討会議も対策会議も開かせてもらいましたけれども、これでもまだ2歩目ぐらいだというふうに思うんですよ。なかなか言うても難しかですもんねと、難しいということがこれから先もうやらない理由みたいになっちゃいけなくて、やはり最終的な計画を目指して1歩、2歩、3歩、4歩としっかり進んでいかんばいかんというふうに思います。

ですから、この間の排水検討会議、8月28日でしたからもうあれからどんくらいたつとつですか、2週間ばかり、すぐたつわけですね。こういうふうに会議をしたということだけで満足して何かせんばらんと済んだぐらいに思っていたら、また、すぐ来年の雨季も来るわけでありまして。ですから、そういうところばしっかり担当課、また担当課同士連絡を取りながら一つ一つやっぱり進めていかんばいかんというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、私もこれは公約に掲げたことでもありますからぜひ早期の計画、また、仕組みづくりをしっかりやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

淵上君。

**○淵上正昭議員**

担当課のほうにもちょっとお話をいたしました。各排水機場の操作員さんあたりとか、あるいは排水樋管の操作員さんであったり、また、ゲート関係の操作員さんであったりとか、本当に事後の部分のお話が、そういった場を一つ設けて、そういったものを集約しながら先ほど言いましたように、町とか水利組合員等とか、そういった操作員さんたちとか、そういうものをずっとつくり上げていくというのが多分必要なんだろうというふうに思いますので、ぜひこれからもそういった計画あたりを、排水対策会議というか、そういうふうなものをつくりながら、開催をしながら、ぜひいいものができることをお願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○西原好文議長**

9番淵上正昭君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開14時20分。

午後2時9分 休憩

午後2時20分 再開

**○西原好文議長**

再開いたします。

2番江頭義彦君の発言を許可いたします。御登壇願います。

**○江頭義彦議員**

2番江頭義彦でございます。登壇の許可を受けましたので、2点質問させていただきます。

1点目は、日頃から町民の皆様から御意見をいただいております小・中学校等のトイレの環境改善について、早急に改修をお願いしたい点でございます。

2点目は、再来年、2022年、町制施行70年を迎える江北町にとって、元気な江北町として後世に引き継いでいくためにはどのような町を目指し、今のうちから何を準備しておくべきなのか、幾つかの施策についてお尋ねしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

小学校が建設されてから約41年、中学校が35年を迎えます。耐震工事は行われたものの、

老朽化が激しくなっています。この問題については議会でも何度となく取り上げられてきました。今回は特にトイレについて前倒しで改修ができないかという提案でございます。

トイレについては、毎日使用するところでありながら、臭い、汚い、暗い、怖い等の劣悪な環境の中で、日々排せつという、本来、人間が守られるべき基本的、身体的生理現象でさえ我慢し、きつい思いをし、登校してきている児童・生徒がいるかと思えば、何らかの手だてを一日も早くできないかと考えます。大人でさえ排せつの我慢は本当にきついものだと考えます。被災地の避難所の生活でも、トイレに行きたくない理由から、食事を取らない、水を飲まない方がおられることを聞きました。食べ盛り、育ち盛りの子供たちに決してそんな思いはさせてはいけません。将来、江北町を背負っていくであろう子供たちには充実した学校生活を過ごしてほしいと考えます。子供たちにはよいイメージを持って巣立ち、やがて江北町に全員帰ってきてほしいという願いもあります。

トイレにつきましては、生活様式の変化や住環境の改善が急速に進み、既に公共の施設や各家庭においても洋式化が図られ、さらに、洗浄機能を備えたものが一般に普及しています。最近では古民家や先祖代々受け継がれた家屋でもリノベーションされる場合でも、事トイレに限っては新しく新調され、明るく生活感のあるトイレに改修されている家庭が多いように感じます。

一方、小・中学校や町内施設のトイレ環境に目を移してみますと、まだ和便器のままになっている和式トイレの数の多さに正直驚きます。それほど新しくもない築40年の我が家も建築当時からトイレは洋式になっており、娘たちは学校のトイレと家庭とのギャップでストレスになっていたのではと、今さらではありますが、反省の念をいたすところであります。学校現場におきましては、一日も早く洋式トイレへの改修が必要と考えます。

そこで、お尋ねでございます。

1つ目、幼児教育センターでは、現在、全てで小・中学校では各トイレに1基が洋式トイレに取り替えられておりますが、いつ頃どのような理由から改修されているのでしょうか。

1問目の答弁をよろしく願いいたします。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。西村幼児教育センター所長。

#### ○幼児教育センター所長（西村真由美）

それでは、江頭議員の質問にお答えいたします。

幼児教育センターの部分だけですけれども、幼児教育センターでは、平成12年度に筋ジストロフィーのお子さんを受け入れるために1基だけを改修いたしました。その後、やはり生活様式の変化、年々洋式トイレを使う子供たちが増えてきたために、和式トイレに座ることができない子供たちが増えてまいりました。和式トイレの使い方が分からずに床にべったりと座ってしまって、衛生的にもよくなかったという面から、その後、平成20年度に改修をいたしました。そのときには全てを洋式トイレ化しました。その後、保育園のほうも和式トイレをなくし、洋式トイレに替えたところです。

以上です。

#### ○西原好文議長

百武こども教育課長。

#### ○こども教育課長（百武一治）

小・中学校についてのトイレの改修ですけど、4割が現在洋式化をされております。ほとんどが平成13年度から平成15年度にかけてトイレの改修工事がなされております。はっきりした理由は残っていませんけれども、平成11年頃から江北町では下水道が供用開始され、これに合わせて各家庭でのトイレも洋式化に改修され始め、生活様式の変化に合わせて学校のほうでも一部トイレ改修が行われたと思っております。また、平成24年度には、小学校のほうですけれども、支援を要する子供を受け入れるために洋式化を行っております。それと、平成21年度には中学校の体育館を改築しておりますけれども、このときには全て洋式化に替えさせていただいております。

以上です。

#### ○西原好文議長

2番江頭君。

#### ○江頭義彦議員

すみません。モニターのほうをお願いします。

（パワーポイントを使用）今回、各施設のほうにも調査、そして実際、私も出向いて確認をしまして、今御報告いただきました幼児教育センターのほうは、開設当時は和便器のほうもあったということですが、今現在、全て洋式に改修されているということでございます。

小学校、中学校につきましては、先ほど申し上げましたように、築41年とか35年たっておりますけれども、校舎内のトイレにつきましては、男女とも1基は和式から洋式に替わって

いる状態だと確認できました。

2000年、白木のパノラマ孔園のほうにも行きましたけれども、男子につきましてはまだ和便器の和式ですね。そして、洋式が1基ある状態でありました。それとともに多目的トイレ等も完備されておりました。

町内を調べてみますと、2001年から2002年ぐらいにちょうどトイレ等の転換期で、2003年のふれあい交流センターネイブルの建築では、和便器、洋便器が1階、2階ともバランスよく配置をされて、さわやかスポーツセンター、2005年以降は全ての施設で洋式というふうになっていたところでございます。

折しも2005年は食育基本法等が施行され、食べることと同じく、出すことといいますか、排せつも非常に大事な教育の一環ということで、そのあたりから流れとしては、その後に建築されたものについては全てが洋式という形になって、本町につきましても、そういう施設でございました。そして、多目的のトイレも完備されているような状態でもございました。

先ほど一部御回答もございましたけれども、2問目に入らせていただきます。

小・中学校では和式トイレの改修が進んでいないように感じます。先ほどのお話では、平成15年とか、既に15年たった後に、まだその当時、交換していただいた形で、この図は小学校、中学校、ちょっとイメージで見ってもらうために作成したものでございますが、小学校につきましても、中学校につきましても、例えば、女子トイレであれば5台あるうちの4台がまだ和便器の状態が残っております。1台だけ、今御説明があったように、もう既に15年、20年前に改修されております。男子のトイレでいきますと、大のほうは1基だけ改修されて、和便器1つ、洋便器1つという形で、青色のものが和便器の状態になっています。ですから、私としましては、これが逆の数に、洋式もありますよという程度でいいのか、逆に和式も準備していますよ。もっと言いますと、私は全て洋式のほうでいいんじゃないかなと基本的には思っておりますが、今このような状態でまだ残っているということで、今回、実際視察してみても思ったところでございます。

先ほどお話しいただきましたように、これは小・中学校の校舎内だけでございます。和式が小学校では6割を超えております。小学校、中学校ともこういう状況であります。その後でできました体育館、それから、野外の施設についてはバランスよく、もしくは洋式だけという形になっておりますが、これを逆転できるような形で、毎日のことでもありますので、どうか、今回、昨年6月もトイレにつきましては臭いがするという同僚議員からのお話もご

ございましたし、平成29年の議事録を見ますと、同じく同僚議員から校舎の建て替えも含めてトイレの案件が出されておりましたので、私としましては、臭いというのも大事ではありませんけれども、やはりこのような状況で果たして子供たちが毎日の生活を楽しく勉強に集中できて、有意義な学校生活を送れているのかなということで心配がありましたので、このようなデータを示させていただきました。

2問目でございますけれども、今保育園とか幼稚園のお話がありました、各家庭も洋式がほとんどだと思います。特に卒園した子供たちが小学校に入学する場合には、小学校には実際、先ほどのようにこういう状況でありますので、新1年生とか、やはりちょっと手がかかるような子供さんについてはどうなのかなと思いますので、そのように新入生への対応は現在どのようにされていらっしゃるのか、そのあたりの答弁をお願いしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

新1年生に対しての学校での取組でございますけれども、入学前に開催する新入学児保護者説明会で、和式トイレの使い方を練習してくださいと保護者の皆様をお願いしています。また、小学校入学後には新1年生全員を対象にトイレで、和式トイレの使い方、座り方とか、トイレットペーパーの使い方、水の流し方などを指導しております。

以上です。

**○西原好文議長**

2番江頭君。

**○江頭義彦議員**

今お話がありましたように、練習をしてくるようにという説明があるということで私も聞きました。実際、御家庭に和便器がないところにどのように練習をさせられているのかというのも、私も想像をきかせるところがちょっと難しいような感じでした。

8月に小学校のほうに視察に行かせていただきましたけれども、ある生徒は、和式の前を向かずに、反対を向いてしゃがんで用を足していたというお話も教頭先生から聞いたところでございます。そういう状況でございますので、本当に何らかの手だてをお願いしたいというふうに思います。

では、3番の質問に移らせてもらいます。



今汚いとか臭い等で学校のトイレには行きたくないと言っている児童・生徒もいるようです。家に帰るまでは身体的、生理的欲求を我慢している子供たち、そのような実態は現場から声が上がってこないのでしょうか。

また、5基ある中の1基が洋式じゃなくて、洋式をもう少し増やしてほしいとか、そういう現場からの声というのは上がってきていないのでしょうか、御答弁のほうをよろしく願います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

学校のトイレは使いたくないとか、家まで我慢しているというような子供たちの実態をきちんと把握はできておりません。ただ、小学校では学校のトイレで大便ができない子供がいるということは把握をされています。その理由としては、家でないと落ち着いてできないというものであって、心理的な要因もあるので、学校では、家のほうで済ませてくるようにという指導をしているということです。

また、学校への洋式トイレの設置については、各家庭が洋式トイレになっているということもあって、保護者や子供たちからも要望はあります。

また、中学校においては今年度、特に女子生徒が洋式トイレを利用したがる傾向にあり、各階に洋式トイレが1つしかないため、順番等でゆっくりトイレができないという声が上がっているという連絡を受けてはおります。

以上です。

**○西原好文議長**

2番江頭君。

**○江頭義彦議員**

今お話がありましたように、学校現場からのそういう声も上がっているということでありましたら、一日も早い対応をお願いできないかということでございます。

これは和便器の和式トイレでございますけれども、やはり老朽化と相まって、非常にドアの建てつけ並びに水を流して清掃するものですから、こういうつくりになっています。

現在の新しい施設は乾式のほうで水は流さないというふうなトイレが多くなっていますので、家庭のトイレで水を流しているかというのと、そういう家は現在はないというふうに思い

ますので、清掃の仕方あたりも子供にさせている現状では非常に厳しいのかなというふうな感じをしています。

先ほど江北小・中学校の子供たちの現状の声を聞かせていただきましたけれども、今4K、さらに6Kと言われるように、壊れているとか窮屈とか、そういう声も上がっています。先ほど出ましたが、大のほうはしたくないと。統計では2人に1人は学校でしていないというふうに調査で分かりました。自宅まで我慢する子供が多い。特に小学校あたりの低学年で腹痛や便秘を訴える傾向もあるというふうに小児科の先生からは聞きました。家までもてばいいんですけれども、途中で失敗してしまい、それが原因でなかなか学校へ行けなくなるとか、冷やかされるという子供も過去いたそうでございます。実際、現状使い方が分からない児童というのも全体的に9%いるという調査も出ています。

それから、私が一番懸念するところでございますけれども、先ほど申しました2005年施行されました食育というのは食を通じての教育でございます。その食育から体を動かす体育、そして、本当は大事にされなくてはいけない排せつ、やはり自分の体を知る上でも、そういう非常に大事なところが今は教育の中でおろそかにされている、ちょっと汚いものとして蓋をされているような感じがいたしてなりません。

一番下に書いていますけど、排せつを我慢した状態で、じゃ、給食をおいしく食べられるか、落ち着いて授業に集中できるかというのを保護者もしくは大人としてはちょっと考えて、昨年6月の尿石で非常に臭いという、小学校4年生のトイレ横の教室の子供たちはどんな気持ちで毎日給食を食べていたのかなと思いを巡らせたときに、やはりもっと早い段階で何かできなかったのかなという気持ちを今回感じたところでございます。

では、4番のほうですけど、小・中学校のトイレについて、一日も早い対応が必要だと思っておりますけれども、町のほうからは手を差し伸べていただけるのかどうか、町はどのように考えてあるのかどうか、御答弁をお願いしたいと思います。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

#### ○こども教育課長（百武一治）

学校のトイレ、便器についてですけれども、学年が上がるにつれて人の座った便座に座ることに抵抗を感じるというような声もあったり、和式の使い方を学校で学ばせるべきというような声もあります。また一方、けがをしてしゃがんで用を足すことができないということ

で洋式が必要というような児童・生徒もおります。こういったことを踏まえて、町としては学校の改修に合わせて、洋式と和式の設置比率を見直していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○西原好文議長**

2番江頭君。

**○江頭義彦議員**

洋式の問題としまして、接触をするわけですから、今御答弁があったようなことも一部ではあるかも分かりません。これは公共施設等でも、どうしても他人が座ったところには座れないということであれば、例えば、除菌シートをそういう子供には持たせるとか、今現在、公共施設にも和便器というのはない状況なんですね。ですから、それは個人的な理由もあるかも分かりませんが、この後出てきますが、避難所あたりもやはり高齢者とか障害を持った方あたりも、まずは和便器というの、そこにあっても用が足せない、そういう状況になるのではないかなと思います。

改築ということでお話がありましたけれども、改築の予定は令和5年、2学期以降だというふうに耳にしておりますが、あと3年間——子供たちは毎日学校には来ているわけで、改築がない中学校のほうではどうなるのかですね。そのあたりを緊急的な対策を取っていただけないかなというふうに感じているところでございます。あと3年間辛抱せんといかんでしょうか。すみません、よろしくお願いします。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

江頭議員の御質問、大変心に刺さりました。私も前勤めていた勤務先があって、これがトイレが古くてですね、10年まではおりませんでしたけれども、大をしたことは確かにありませんでした。というのが、和か洋かというだけではなくて、やっぱりさっきおっしゃったように、いろんな心理的なことも含めて作用するものですから、実は後で少しお話ししようと思っているんですけれども、例えば、うちの役場も完全にトイレまでオープンなわけですよ。そうすると、こっちでは仕事をしている中で大のほうに行つてですよ、音もする、場合によっちゃ臭いもさせる、そして、こうやってみんなが目の前を通り過ぎてトイレに行ったり

するものですから、やっぱりそういうのって物すごく気になるわけですよ。

ですから、先ほどおっしゃったように、単純なというか、排せつだけじゃなくて、やっぱり食べることとか、そういうほかのみんなとの人間関係とか、本当にそういうところに作用するなというふうに自分のことを考えても思いますし、本日御指摘いただいた子供たちの現状を考えると本当に胸に刺さります。

今のやり取りを聞いていて、改めて滑稽だなと思いました。もともと家にはないからできないのに、和式の使い方を練習して、しかも、させてくださいと。自分たちでどこかそういうのを準備して、学校でするならいいんですけど、自分たちはそうじゃなくて、保護者に言えば済むみたいなこととか、さっきもういっちょ何でしたっけ、なかなかそうやって学校でしきれない人たちがいるから、家で済ませてきてくださいとか、我々大人の対応が正直やっぱり滑稽だなというふうに思います。

先ほどあったように、改修に合わせてやらんと、正直効率的ではないものですから、そこについては私も了解をしておりました。

ただ、御指摘のとおり、中学校はどうするのかとか、あと3年もかかっていいのかとか、それと、先ほど配置図を見せてもらいましたが、単純に和便器を洋便器に替えるというわけにはいかんのですよ。これがまたスペースが要るものですから。

最近、例えば名前は言いませんけど、佐賀市内のあるデパートとかは階によって男性、女性が分かれていますもんね。あれは何でかという、もともとは男性、女性両方あったんですけど、洋便器に替えるとスペースが絶対的に足りないものですから、この際、階を分けて、ここは全部男性用として洋便器を置こうとか、多分こっちは、デパートだから、それこそ婦人服売場とかあるから、それにはやりやすいというのはあるんですけど、やっぱりいろいろ工夫せんと、単純に和便器を洋便器に替えるというわけにもいかないというのは、実は役所のトイレを一部したときに経験もしました。ですから、本当は改修に合わせてやったほうが経済的ではあるんですけども、繰り返しになりますけど、今日の先ほどの江頭議員の御指摘は大変私も胸に刺さりましたもんですら、やっぱりここは3年待たず、また、中学校はまだいつになるか分からないということじゃなくて、トイレだけは早めにせんばいかなと。

いろいろアイデアはあるかもしれませんが、少し離れるかもしれませんが、あまり無駄にならないように、例えば、屋外とかに洋式のをすとか、やっぱりそこはそれこそ我々大人が知恵を出さんばいかなとやなかかなということを今回つくづく思いましたし、恐らく

それこそ子供たちの将来を見守る、また、それに寄り添う教育委員会でありましょうから、そこは逆に言うと、教育委員会は教育委員さんたちもおられますし、教育委員会、また、学校一緒にそういうことも考えてもらいたいなというふうに思います。御指摘のとおり、なかなかトイレということは本当にいろんなところに影響をするし、ある意味基本的なことなものですから、そういうのがいろいろ影響するなと思います。

それで、実はトイレについては、私の就任後ですかね、平成28年12月議会で、三苦議員から町内の施設の洋式化についても御質問をいただいて、その中で、私が優先順位をつけて、1年に1か所ずつはトイレの洋式化をさせていただきたいというふうに答弁させていただきました。それで、平成29年度はB & G 体育館の女性トイレを整備いたしまして、そして、平成30年度と平成31年度分をちょっと前倒ししてですね——先ほど避難者のこともありましたし、今思えば鳥インフルエンザのことも少しあったなと思います。というのは、あのときは大分外から上に本部で来られたりしていたもんですから。ですから、平成30年度にそれ以降の分も前倒しをして、役場庁舎については2階と3階、男性、女性トイレ、計4か所まとめていいでしょうか、整備をさせていただいたところであります。やっぱりこれをお答えするにつけ、大人はこうやって整備しているのにとということにもなるんだなというふうに思います。

昨日江北中学校の子供たちと意見交換をする場を設けていただいたんですけど、以前は大人と子供で世界が違うとか、持っている情報が違うということだったんですけど、本当に子供たちは立派な考えを持っているなということをつくづく思いました。そういうことであれば、子供たちだからということじゃなくて、それこそ今はそういう世代に関係なく、やはり洋式化ということは、当然今の時代の平成前からの流れなわけですから、そこはぜひ教育委員会にもしっかり考えてもらいたいと思いますし、教育委員会もしっかり考えていきたいと思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

2番江頭君。

**○江頭義彦議員**

どうもありがとうございました。このトイレにつきましては、本当に大人のほうがしっかり向き合っていくしかないというふうに思いますもので、今回、出させていただきました。

前後いたしますけれども、この場になって洋式のメリットというのを再確認の意味で出させていただきますと、やはり学校で子供たちが我慢しなくて、明るく楽しく健康的に学校生活を送れると。それから、災害時には避難所となる地域の学校、現在、和式トイレが多いわけですが、やはり高齢者、障害者が使いづらい現状を解消できると。それから、先ほどお話ありましたように、最近は階を変えて、例えば、LGBTの問題とか、それから、オストメイト、ストーマとかつけた、そういう手術をした方もいらっしゃいます。ですから、多目的トイレとか、そういうところも必要じゃないかなと思います。

それから、和式トイレよりも圧倒的に節水であるというのも出ておりました。

それから、被災地ではまた水量が5分の1で済むようなレジリエンストイレというのも、昨年、強靱化対象を受けたトイレが開発されておりますので、そういったのも参考に上げています。これはある都内の小学校のトイレで、ここまでというのはちょっと望めないかも分かりませんが、やはりイメージが明るくて清潔でというふうなトイレになっているところもありました。実際、洋式になればこのような形になって、下は水を流さずに済むような仕組みのトイレで、清潔で使いやすいということで、男子も以前は大のほうに入れば必ず戸をたたかれたり、いろんな冷やかしも受けていたんですけど、こういうところを、今現在1基しかありませんので、何か所か、何基か造っていただくといいんじゃないかなと思います。

重ねてですけど、現在、防犯とか感染防止の面から、節水、異臭防止の面から、併せて、照明とか換気扇のスイッチもセンサーでつくようになっているところも大分出てきております。昔は暗いところで、例えば、いじめ問題とかあった時期もございましたけれども、やはりそこに人が入っていると電気がついているもんですから、誰かいるということが分かるということで、そういう防犯の面もセンサー部品をつけることによって効果があるように聞いています。接触、非接触型の手洗いの蛇口とか、またはトイレがセンサーで感知をして流れるとか、そういうのもあるように聞いています。

今回、調査をさせていただきましたので、避難所となる施設とか、町内の運動関係の施設も調べてみましたら、やはり洋式がないところが結構ありました。中にはウォシュレットのついているトイレがあればという声も各所を回っているところでも出てきましたので、このあたりも話をされるときに何か参考にいただければというふうに思っているところもございます。

では、2問目に行っていいますか。

**○西原好文議長**

次、行ってください。2番江頭君。

**○江頭義彦議員**

2問目に移らせていただきます。

新型コロナウイルスの終息が見えないまま、2020年も残すところ4か月を切りました。当然来年は2021年、そして、あっという間に1年が過ぎれば2022年を迎えます。2022年は本町にとっては町制施行70年の節目の年となります。同時に、その年は九州新幹線西九州ルート of 暫定開業が予定されており、周辺自治体でも暫定開業に合わせたまちの浮上策を打ち出されていくことが予想されます。新幹線の駅が建設中の武雄市や嬉野市をはじめ、沿線自治体もその機会を一つの契機と捉え、駅周辺の開発が進んでいくものと推測されます。

そこで、本町も他の市町に遅れをとることなく、対策を講じていく必要があると考えますが、駅自体を含めた駅周辺のまちづくりをどのように推進していこうとされているのか、以下、4点について町の考えをお伺いいたします。

1問目、駅の利用者を増やすための実証実験、パークアンドライドが実施されました。その結果を踏まえて、我が町の駅に求められる条件や駅周辺の環境で課題が見えてきたのであればお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。田中政策課長。

**○政策課長（田中盛方）**

それでは、江頭議員の御質問にお答えをしたいと思います。

御存じだと思いますけれども、パークアンドライドについては、自動車を使わずに公共交通機関を利用することで、交通渋滞の緩和や時間の有効利用、また、環境に優しい社会など、社会全体や利用する本人にも有効なもので、本町としましては令和元年度に佐賀県の長崎本線沿線地域振興事業補助金を活用して実施しております。参加していただいた方、利用をしていただいた方は今は17名というふうなことで、この中で課題として見えてきたものというふうなことでありますが、大きく駅と駅周辺ということで2点だけ申し上げたいと思います。

アンケートの結果も踏まえて、私なりの考えもそうなんですけど、今一部の特急は停車をしておりませんけれども、長崎本線と佐世保線を通る列車はほぼ停車しております。やはり停車をする本数が多い、特急が停車をするというふうなことは非常に重要なことだと思います。

し、アンケートの結果からも15名の方がプラスの評価というふうなことで出ております。

それともう一つ、駅の周辺というふうなことでありますけれども、やはり駅を利用する以外にも、駅周辺での対流といいますか、人の動きがあるような、例えば、飲食店とかコンビニとか、そういうものがあるようなものが必要ではないのかなというふうなことを考えております。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

2番江頭君。

#### ○江頭義彦議員

ありがとうございました。先ほど1問目に出していますけど、トイレあたりも駅の顔の一つにもなるかと思いますので、特色ある、特徴のある、1回は使ってみたいというか、行って見てみたいというようなトイレあたりも話題性があるのかなというふうに思います。

2問目でございます。10年後、20年後、江北町が元気な町としてあり続けるためには人口対策が不可欠であると考えます。町長は人口1万人に向けたプロジェクト、チャレンジ500を掲げて人口を増やす目標を示されています。今後の計画をお伺いいたします。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

チャレンジ500というのは、今回、公約に掲げた一つでありますけれども、御存じのとおり、我が町の人口が大体9,700人ぐらいと。折しも今年はちょうど国勢調査の年でありまして、また、今回どうなのかというのはおいおい出てくるんだろうというふうに思います。残念ながらいいましようか、1万人に届いていないというのが案外いろんなところで影響しているということが、私も実際こうして町政を担当させていただくようになって分かりました。

その中では以前だったですかね、今後の合併の議論の中では1万人あるかないかが一つの基準になるだろうというふうなこととか、また、民間ベースでいくと、例えば、いろんな全国チェーンのお店とか、そういう商業施設がそのまちに立地するかどうかの立地の基準が実は人口1万人あるかどうかということらしいとかですね。ですから、ぜひこの1万人ということを超える、まさにチャレンジですけどね、挑戦をしたいなというふうに思っております。



した。

というのが、もちろん御存じのとおり、全国的には人口減少、これまで我が町も維持はできておりましたけれども、果たしてこれを維持できるか、そして、少しでも増やしていけるかというところなんだろうというふうに思います。

ただその一方で、御存じのとおり、いわゆる準都市計画区域と言われている我が町としては、宅地開発をすべしという地域というのがこれまで定められておりましたけれども、御存じのとおり、大体飽和状態に来つつあります。ですから、恐らくこれから要は500人増やさなばらんということになると、例えば、4人世帯でいけば125世帯かな——合っていますかね。要は家ができらばいかんということになると、一つの家が大体100坪ぐらいだとすると、それに道路まで入れたらどのくらいの新しい宅地がないといけないかというのは大体分かるんだろうと思うんですよね。ですから、そういうことを基にこれから、これからというかな、できれば早い段階にそこをどうするのかということの結論を出さんばいかんというふうに思っています。

というのが、1つは、以前、江北町で策定された住宅マスタープランというものがありません。実はこの中では、現在、宅地開発すべしということで指定をしている地域よりももう少し広めに住宅マスタープランの中では宅地化しようということも考えられておりました。ただ場所が——要は、その分ぐらいの余裕じゃないですけど、一応町としては正式にはこれから宅地化してもいいよというふうに位置づけていた区域というかな、そういうところもあります。ですから、そういうことも実は一つ踏まえんばいかなというふうに思っております。

もう一つは、準都市計画区域内の中でも飽和状態に向かいつつあると言いながら、じゃ、全部がそうなのかという、そうでもないということもあって、例えば、準都市計画区域内でも残されている余地というものもあるものですから、やはりそういうこともしっかり活用していかなばいかんというふうに思います。

ただ1点だけ、何か田んぼがあれば、泥を入れれば住宅地になるというふうに思っている方もおられますが、実はそうではありません。やはりそこには町としても投資をせんばいかんです。水道を引いて、道路を入れて、また下水もそれこそ引かなばいかんというふうに、当然一定の投資をしないと、田んぼに単純に泥を入れれば宅地になるというもんでもないものですから、あえてチャレンジと書いたのは、そういうことも含めてしっかりシミュレー

ションというんですか、それをせんばいかんというふうに思っています。

今回は国勢調査があるものですから、次はまた5年後ということになりますけれども、ぜひそこはしっかり、まさにこのチャレンジ、我々が少しシミュレーションをしたことについては、ぜひ共有させていただきたいなというふうに思いますが、何で1万人を一つの目安にしたかというのは先ほど申し上げたとおり。

それと、町としては宅地化しようとして以前決めていた面積には、もう少し実は今の区域のほかに余裕があると。ただ、それを宅地化するには、町の基幹産業は農業ということもあるものですから、やはりここのバランスもとらんばいかんし、そうした公共投資、一定の財政出動をせんと単純に宅地化はならないということも含めて、やはり結論を出すべきだというふうに思います。

ただ、これも私4年間チャレンジ500と言い続けているわけにはいかないものですから、今年度実は総合計画であるとか、総合戦略であるとか、人口ビジョンも策定の見直しをする年になっているものですから、そこの中でもきちんとそこは位置づけをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

2番江頭君。

#### ○江頭義彦議員

折しも新型コロナウイルスでリモート等の今時期になっておりますから、ある意味それをチャンスとして、ふるさとから出ていった人たちを呼び戻すとか、いろんな補助等で町内に住んでもらえるような計画を見守っていきたいというふうに思います。

3番でございますが、江北町の知名度が低い、よく耳にいたします。知名度アップを図る取組として、現在、計画があればお願いをしたいと思いますが、平成23年に第5次江北町総合計画というものが出されております。これでは、地域のブランド化の推進ということで、地域ブランドづくりということで、特産品とか商品に多分江北何々とかついたりしてブランド化を図るのかなというふうに自分では解釈したんですけど、町の知名度をアップさせる取組を考えてあるならばお聞かせ願いたいと思います。

#### ○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

## ○町長（山田恭輔）

私は決して目立ちたがり屋ではないものですから、単純に知名度が上がればよいとは思っておりません。でも、せっかくいい町であるし、いい取組をしている江北町であるならば、そのことはぜひ皆さんに知っていただきたいなというふうに思いますし、そのことが恐らく、先ほどチャレンジ500の話がありましたけれども、やはり江北町に住みたい、もしくは帰ってきたいということにつながるんじゃないかなというふうに思います。ですから、何か大規模なPRをして、とにかく江北町ということの名前を売るといふこととは私はちょっと違うんじゃないかなというふうに思っております。

1つには、私が5年前就任をしてからしっかりやろうと思っているのはやはり情報発信のところであります。江北町でもいろんな事業や行事、またいろんな取組をやっておりますけれども、こうしたものについては県内外の報道機関20社に全て報道資料として提供をしております。そういう中で、報道機関の皆さんから取材をしていただいて、新聞に載ったり、昨日NHKで紹介されておりましたけれども、やはりそうしたことが、何かこちらから僕を知ってということじゃなくて、知られるというんですかね、そういうことでは非常に大事だなと、せっかくいいことをしているならですね。だから、そこはそういう報道機関に情報提供をするかしないかで結構大違いなものですから、そこは気をつけてやるようにしております。

ちょっと今統計をとっておりませんが、例えば、佐賀新聞で江北町の記事が、今数が増えたのかどうかとかいうのも統計をとらんばいかんというふうには思っておりますけれども、そこは非常に気をつけているところでもあります。

それともう一つ、今回も何度となく話題になっております駅名のことであります。せっかく江北町がいろいろいい町だということは知っているけれども、どこにあるか分からんとか、ああ、あそこが江北町だったのかということ、私はやはりせっかくいい町であるし、いいことをしているし、いい人たちがいっぱい住んでいるのに、場所が分からないとかいうことで皆さんに知っていただけないというのは大変残念だというふうに思っております。ですから、知名度というよりはやっぱり認知度、どこにあるとかいうことを知ってもらうという意味のほうが私は大事なんじゃないかなというふうに思っております。

それと別に、これは有名になるためとか脚光を浴びるためにやったわけでは全くないんですが、例えば、みんなの公園、今多分ヤフーを検索して「江北町」と入れると、次に出てく

る言葉は「みんなの公園」なんですよ。

この間も町外、県外からそうやって、我々が特に何か広告料を払ってテレビCMをやっているわけではないんですけれども、今はロコミの時代だそうです。ですから、ああ、あそこに行ってよかったよということがやはり広まるというのが一番いい形だなと。特にそれで有名になるつもりはなかったけれども、やはりやっていることが注目されて、みんなが知ってもらおうというのがこれからの認知度向上の在り方だというふうに思います。

ある統計によると、あなたは何の情報が一番信じますかといったときに、今はテレビでも新聞でも雑誌でもなくて、自分の知り合いが勧めたからという、まさに今はロコミの時代なんですよ。ですから、やはり実際江北町に行ってみた、江北町に来てみた、江北町に住んでみた。よかよ、うちん町はという、これが一番実は知名度向上につながるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、私は決して認知度向上のために何かをやるわけではなくて、やはり江北町が住みよい町であるということを進めていくことが結果的に認知度の向上につながるというふうに思いますし、せっかくやっているんであれば、それはぜひ皆さんに知ってもらいたいというふうに思っておるということでございます。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

2番江頭君。

#### ○江頭義彦議員

もう時間が来ておりますので、キャッチフレーズの件でございますけれども、またこの70周年に向けて、今、「子や孫に誇れる郷土 江北」というキャッチフレーズなどがありますが、私だけかも分かりませんが、内向きな感じがするものですから、この町制施行70年に合わせて、外向けに積極的に発言するような、発信するような、江北町のそういうキャッチコピーあたりを考えてあるかどうか、お願いしたいと思います。

#### ○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長、簡潔にお願いいたします。

#### ○町長（山田恭輔）

先ほどの答弁で少しか修正をさせていただきたいと思います。

知名度向上と、有名になるためのことはやらないということで、やはり認知度を上げると

いうことは大事だということは修正をさせていただきたいと思います。そうしませんと、何のためわざわざ駅名を改称しているのかということと矛盾するといけませんからね。私の中では矛盾していないものですから、そこは補足をさせていただきます。

それと、私、今回公約の中では新田園都市宣言ということを書きました。やはり江北町らしい言葉なんじゃないかなというふうに思っていたんですけども、最近、総理が辞任をされて、多分そのうち総理が決まられると思いますけれども、今、自由民主党では総裁選が行われているらしいです。そういう中で、実はこの田園都市という言葉が使われているんですよ。大平元総理が提唱されて田園都市ということを言われていたらしくて、最近、少し報道にそういうことが出るものですから、なかなかそうすると新田園都市という言葉が、もちろんそれが本家ではあったんですけど、ちょっと使えないかなということをし少し思っておりますものですから、そこはやはり町民の皆さんとも共有できる目指すべき姿みたいなものを表すものをつくりたいなというふうに思っておりますが、少なくとも1期目は前町長から引き継いだ「子や孫に誇れる町」に合わせて、私自身の考え方を入れた「子や孫が誇れる町」という、この2つを並べて最近は書かせておりますけれども、それにとどまらず、やはり将来を見たときに、こういう町をみんなで目指しましょうねというキャッチフレーズといいたいでしょうか、そこはしっかり考えたいと思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

2番江頭君。

**○江頭義彦議員**

では、以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○西原好文議長**

2番江頭義彦君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開15時30分。

午後3時22分 休憩

午後3時30分 再開

**○西原好文議長**

再開いたします。

3番金丸祐樹君の発言を許可いたします。御登壇願います。

## ○金丸祐樹議員

どうも皆さんお疲れさまでございます。3番金丸でございます。

まず、一般質問に入る前に、今週日曜日、月曜日ですね、台風10号について、本町の職員さんの迅速な対応と事前の準備とMCA無線による適度、適切な情報の発信、あと避難所の設置、すばらしいものがありました。私の義理の母も、その親戚も避難所のほうへ避難をしたんですが、次の日帰ってきて、すごく親切な対応をしていただいたということで喜んでおりました。どうもありがとうございました。

それと、もう一点なんです、今度江北町内で災害に遭われた方、私の知り合いも含めいらっしゃいます。その方たちへのお見舞いを申し上げたいと思います。大変お疲れさまでございました。

それでは、早速本題へと入っていきます。

先月の17日、静岡県の浜松町で41度、これは皆さん記憶に新しいので御存じだと思いますが、今まで過去最高タイ記録でしたかね、そのような温度が観測をされました。そのとき、17日の前に、1週間で熱中症で救急搬送された方が1万2,000人いらっしゃいました。死亡者が30人ほどいらっしゃいました。

これは熱中症。ここ10年間ぐらいずっと言っていますけれども、僕らが小さいときは熱中症と聞いたことがなくて、およそ熱射病になるけん、ちょっと気をつくんばよという話がありました。でも、地球規模で考えてみると、どうもこの地球自体の平均気温というのが100年間で0.8度ぐらいしか上がってなくて、日本はそれよりもちょっと多くて、1.3度から1.5度くらいこの100年間で上がっているそうなんです。

じゃ、何で昔と今は違って熱中症で運ばれる方が多いのか。僕らが子供の頃、帽子もせずに、あまり水も飲まないようにして夏休みなんかは外で遊んでいたんですけども、最近熱中症で倒れる児童・生徒がたくさんいます。

この江北町全体、年齢にかかわらず熱中症の対策は必要なんです、私も、小学校、中学校、今卒業しまして、高校生なんですけれども、子供がいますので、その親御さんたちの熱中症に関する関心が高まっております。

そんな中、今回学生・児童の熱中症、この学生・児童に絞って本町での対策・予防について質問していきたいと思います。

まず、1問目、現状を教えてください。小学校、中学校、この就学時間、熱中症対策・予

防について、今どのようなことがされているのか教えていただければと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

学校における熱中症対策について、4点ほど分けて申し上げたいと思います。

まず、常時行っていることですが、朝、担任が子供たちの体調チェックを必ずやっております。特に小学校では、朝食を取らないことが熱中症になる危険性を高めるということで、朝食の有無までチェックをしております。また、保護者へ朝食を取って登校させてほしい旨の協力もお願いしているところです。

それから、水筒を持参させる。小まめな水分補給を行っており、担任から水を取りなさいと、水分を補給しなさいというような声かけもしております。

それから、教室ですけど、冷房を入れて授業を実施しております。

次に、暑さ指数、WBGT値と言いますが高い場合、これは県の体育保健課から熱中症の情報や環境省熱中症予防サイト等で情報を収集され、暑さ指数が高い場合、屋外での体育を取りやめたり、昼休みの外遊びを控えるよう等の指示をされております。

それから、体育大会の練習時ですが、休息はテント内か日陰で過ごすように指導されています。

また、小学校では、塩分補給のタブレットの配布も行っておられます。

最後に、教職員の研修等ですが、小学校では、熱中症対応に関する研修会を開催されております。また、中学校でも職員会議に熱中症対応に関する共通理解を図っております。

以上です。

**○西原好文議長**

3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

今、課長の答弁によりますと、熱中症対策をいろいろ施されておりますが、学校側と行政側での熱中症の対策の協議というのは今行われているのでしょうか、そこを教えてもらっていいですか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

協議といいますと、どういった、情報交換ということですか。

（「協議のというのは、今、気温が41度になったりとか、今後熱中症がどんどん出てくるような状態になると思うんですよね。いきなり国の政策かなんかで」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

3番金丸君、質問をお願いします。

**○金丸祐樹議員**

今、現行の熱中症対策をされているんですけども、ここは私が言いたいのは、行政の方と学校側で今後の熱中症対策、すみません、3番の質問に重複いたしますが、行政側と学校側が、これはいかんばいと、もう熱中症はこれからどんどんひょっとして江北町は出るかもしれんと、以前9名出ましたよね、平成28年やったですかね、29年やったですかね。そのような中で、行政側、学校側の協議がされているのかどうかというのをお聞かせ願いたいです。

今後どうしていくのか、じゃ、これから先今のままじゃまずいんじゃないとか、もう一回本当に考える必要があるんじゃないかと、そういうふうな協議がされているのかどうか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。吉田教育長。

**○教育長（吉田 功）**

先ほどの御質問にお答えいたしたいと思います。

毎月、小・中校長会、併せて実施しておりますし、緊急な場合は近隣の学校等にも、そういう事態が発生すれば緊急の会議で対応して情報収集、それから対応について協議をしているところでございます。

**○西原好文議長**

3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

今、緊急な場合とおっしゃいましたけれども、ここで私がお願いしたいのは、質問をして、答弁をされました。お願いしたいのは、緊急の場合とか、よその町に出たとか、学校側の校長会で話じゃなくて、教育委員会の現場の方と、教育長を含め、親御さんも含めて熱中症の対策、今後本気でやっていくかどうか、その協議を今までしてきたかどうか、それともこれからやっていくつもりなのかどうか。すみません、質問は前後しますけれども、そ



こをお聞かせ願いたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。吉田教育長。

**○教育長（吉田 功）**

保護者の方を含めての協議というのは、私が知る限り行ったことはありません。

今後については、御指摘いただいたことで検討してまいりたいというふうに思っております。

**○西原好文議長**

3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

検討をしていただけるということなので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、先ほど各対策、1番から4番までやったですかね、そこを聞いておりましたが、タブレット配布は小学校はしていると、これは学校側でやられているんですかね。中学校は学校側で配布されているんですかね。（「中学校も……」と呼ぶ者あり）小学校も中学校もされているんですか。何か片方しか聞かなかったような気がするんですけど。（「中学校は検討中です」と呼ぶ者あり）あ、検討中ですね。これは中学校もぜひタブレットを配布してください。これはお願いできますか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

塩分補給のタブレットですけれども、現在、小学校では体育大会の練習中とか、大会時に配布をされています。これはPTAの予算の中から捻出されているということを聞いております。

中学校においては、今それを検討されておりますけれども、それも育友会のほうから捻出されるんじゃないかと思っております。

以上です。

**○西原好文議長**

3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

細々したところがいろいろあるとは思いますが、今さっき教育長が言われたように、協議をもう一回新たに、これからの熱中症対策を見直して協議をしていただければと思います。

それでは、この熱中症対策・予防についての2問目になりますけれども、今度部活時です。小学校、中学校の部活動時、これは分けてどういう対策をされているのか。

小学校と中学校の部活時って、小学校の場合は監督さんがいらっしゃったり保護者がいらっしゃったりするんですけども、中学校の場合は、先生がついていらっしゃいますよね。その辺でちょっと違うと思うんですけども、そこをちょっと2つに分けて、今どういうふうに熱中症の対策をされているのか、教えていただきたいです。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

#### ○こども教育課長（百武一治）

中学校の部活動を御紹介します。

まず、顧問が小まめな休息と水分補給を指示しております。また、暑さ指数が高い場合は、体育主任が放送で熱中症への注意喚起や、小まめな水分補給をするように全員に呼びかけています。

それと部活動については、通常臨場指導を基本として、そばにいることを基本としておりますけれども、顧問不在の場合は近くで活動している他の部活の顧問が子供たちの様子を見るようにしております。顧問不在時に具合が悪い子供が出た場合は、すぐに職員室に連絡するようにというような指導をしております。

次に、小学校ですけれども、小学校は社会体育になります。現在8クラブ、8団体が活動されておりますけれども、おのおのその部活によって指導者の常備品というか、それはいろいろあるんですけども、共通したものでいいますと、熱中症機能付の温度計、湿度計を設置されて、そういった状況によってアラームが鳴るといようなものです。アラームが鳴るときには休息をより小まめに取るなど、熱中症対策に気をつけながら練習メニューを考えていらっしゃるといことなんです。

また、氷、スポーツドリンク、塩分タブレットの準備をされています。水筒については各自準備するように指導されています。

それと、保護者にですけれども、子供の体調管理として検温チェックとかをお願いされて

いるところです。

以上です。

○西原好文議長

3番金丸君。

○金丸祐樹議員

小学校の社会体育については、監督さんがいらっしゃって、熱中症の対策の講習であったりとか講義であったりとか受けていらっしゃると思います。

ただ、今度は中学校、私は中学校に確認を取りました。各部活それぞれ、放課後の部活時に先生はいつもいらっしゃるのかどうなのかと。そしたら、いつもいるわけではないとおっしゃったんですよ。先ほど先生がいない場合はそれなりの対応をしていくというふうに指導をするとおっしゃいましたけれども、実はこれは徹底してやっとかんと、もし熱中症で子供が倒れたことになったら大変なことになるんですけども、意外と子供たちに任せてしまったり、また違う顧問の方に任せてしまったり、どうしてもその辺手薄になるような気がしませんか。何か手薄になるような気がしますよね。それぞれがそれぞれの部活動を見ているわけでしょう。じゃ、離れたところでグラウンドを何周も走っている、そういう生徒たちをほかの顧問が見れるのかどうかというのはちょっと問題がありますよね。その辺に関しては、もう一度学校側としっかり話をされて徹底されたほうが僕はいんじゃないかなと思います。

何でかと申しますと、2007年の話になりますけれども、過去の事例はあんまり言いたくないんですけども、これは大阪で起きた事件なんですけど、女の子が放課後部活をしていて、そのときたまたま先生がいなかったそうです。先生がいなくて、その女の子がキャプテンで、その女の子に、こういうことをしなさい、こういうことをしなさい、今日の部活はこうですよと伝えとったんです。そしたら、その女の子がそのまま部活の先生の指導なしに——あ、すみません、指導があって、先生が外出をしていたんですけども、そのまま部活を始めてしまって、熱中症にかかって、最終的には無呼吸状態が続いて、脳に障害を負ってしまった子供がいます。最終的には一審で棄却をされましたけれども、二審は学校の問題があると、県立高校でしたけれども、そういうふうになりかねないこともありますので、ここは先ほど課長、こういうふうをお願いをする、指導をすると言われましたけれども、もう一回しっかりそこは確認をしてみてください。それはお願いできますか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

部活動時の活動については、その指導者不在のときには特に臨場、周りの他の部活の顧問の先生とかが目を配るようということはまだ指示したいと思っております。

以上です。

**○西原好文議長**

3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

対応を慎重にしていただけるということで、ありがとうございました。

では、3つ目の質問に行きます。

重複はしますけれども、今後の対策・予防としてどういったことがされていけるのか、それを質問したいと思います。よろしくお願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

熱中症対策については、先ほど申しましたように、常時行っていくこと、それから、暑さ指数が高い場合の対応、それから体育大会等の練習時の対応であったり、教職員の研修であったり、これを怠ることなく継続してやっていくように指導をしていきたいと思っております。

以上です。

**○西原好文議長**

3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

先ほど教育長も申されましたように、しっかりと熱中症対策、今後また新たな時代に向けてというか、しっかりとやっていただければと思います。

ここで何点か提案がありまして、事前に伝えてはおったんですけども、小学校のプールになります。

小学校のプール、課長5月からですかね、プールは6月からですか。（「6月」と呼ぶ者あり）6月の初めからぐらいですね。小学校のプール西側に、そのとき見学をする人の席が

4席か5席あって、そこに日よけがついているんです。それ以外は、あれは屋外プールなので日よけがついておりません。小学校のプールのときに、まずプールのほうに上がって、じゃ、いつも水の中に入っているかという、そうでもないんですよ。最初整列をしたり、そこに座ってとか、その間、座る際とか、子供がプールサイドに立つ際は、どうも話を聞いたら、水をあらかじめかけているそうなんですけれども、かなり炎天下だと思うんですよ。もしよければ、もう一回、議員が言うからすぐ、じゃ、何かをつけるとかじゃなくて、ひさし、テントでもいいです。最初はテントを使っていたらしいんです。毎回また運ぶのが大変だかなんだか分からないですけれども、今はやめているらしいんです。これは1クラス分が入れるようなひさし、テントでもいいです。その辺を常設してもらえないかなという提案をここでお願いしたいと思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

水泳の授業については、5月末ぐらいに清掃作業をされ、6月の中旬ぐらいから授業が行われ、7月の中旬には終了するということになっております。

議員がおっしゃるテントの配置なんですけれども、プールの授業を行う前には、先ほど言った常時行っていることの中で、子供たちの体調管理も当然担任の先生はされます。

また、その温度、外の温度についても、熱中症の暑さ指数ですかね、そういったとも管理されてやっただいただいていると思いますので、そのテントの設置については先生たちの判断で、必要であればされるんじゃないかなと思っております。

今、日よけの休むところがあるんですけれども、あそこはちょっと見学者がいた場合ということで対応されているということです。なので、暑い炎天下の中で子供たちをプールの中から上げて、長い間何かお話をするということはないというふうに聞いておりますので、先生の判断でそこはされていくべきものじゃないかなと考えております。

以上です。

**○西原好文議長**

3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

課長、大変申し訳ないです。そこを先生たちの判断に任せるとするのは、先ほど私が言っ

たじゃないですか、今からは新しい熱中症の対策について、もう一度深く考えていかんばいかんて。そいぎ、先生たちの判断に任せるわけにはいかんと思います。かなりプールは炎天下ですよ。

実際、熱中症は5月から出るんですよね。10月ぐらいまで熱中症は出るんじゃないですか。中学校ではありますけれども、大体1年間に4,000人ぐらいで運ばれていますもんね、熱中症で。だから、もし炎天下の中、子供たちが一生懸命遊びよって、水の中につかっとつても熱中症は起きるとですよ。そがん考えたら、自分の子供とか考えたら怖くないですか、万が一熱中症になったら。それを先生たちの判断に任せてしまおうとか、じゃ、指数がどうやけんとか、私はそがんことじゃなかと思うとですよ。

県の指数がどうか、全国的には気温がどうか、あれはあくまでも指数で、江北町、白石町、例えば近くに海があるところとか、近くに陰があるところ、私はそれぞれ温度は違うと思うとですよ。そこは先生たちに任せるじゃなくて、つける、つけんは別として、その前に、まず検証とかばしてくれんですか。学校の先生にお願いするなり、その辺はちょっと私は分からないですけども、こども教育課で実際検証をしてみるとか、子供たちに聞いてみるとか。

夏、プールを見たことがありますか。あいどんが泳ぎよつとを見たことなかでしょう。足ばたばたしよつですよ、暑かけん。ばたばたしよつですよもんね。そして裸ですよ。

昔のおいたちの時代はよかったかもしれんばつてんですよ、今から違うですね。恐らくこれからは熱中症で倒るっ人の出てくつですよ。そがんなつてから、いや、あんときしとけばよかつたて、そがんと遅かでしょう。残念でならないでしょう。そこはもう一回考えてくれんですか。

そこだけじゃないんですけども、特にプール、やっぱり子供たちは一生懸命遊ぶけんですよ、何とかひさし、またテントの常設、それ以外にも方法はあると思います。日よけになる方法。お金はかけんちゃでくつと思います。そこば考えてくれんでしょうか、お願いします。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。吉田教育長。

#### ○教育長（吉田 功）

御指摘ありがとうございます。少なくとも検証はしてまいりたいというふうに思ってお

ります。そして、今ある対応が、万全な対応ができるようにということで考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○西原好文議長**

3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

ありがとうございました。そこはもう検証された後に我々議員のほうにも教えていただきたいと思っております。

それと、提案の2つ目なんですけれども、ミストシャワーです。これは以前、同僚議員が2019年の6月議会やったですかね、ミストシャワーを何とかつけていただけないかと。

今、実際、小学校のほうにと用務員の方がつけていらっしゃるそうなんですよ、自分で自作をされて。それは結構使っているみたいで、ほとんど水道代もかからないらしいんですが、中学校は今ついていないんですよ。中学校はついていないですねというのを私が中学校の先生に聞いたら、そのようなものはついておりませんと、何かよく分からない回答だったんですが。そこですね、中学校にミストシャワーがあったらいいと思いませんか。教育長よその学校、結構中学校でミストシャワーがついているところがありますよ。どこがどこか言いませんけれども、ありますよね。部活時でも、体育の後、これから体育祭になりますよね、自作でもなんでもいいですから、ミストシャワーをつけていただけないでしょうか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。吉田教育長。

**○教育長（吉田 功）**

ありがとうございます。小学校は確かに平成28年か9年に救急車が来るというような事態になりまして、私も近くにおりましたから、もう大事だなというふう感じたところがございます。

中学校には、確かに御指摘のように、ミストはないと思っておりますので、これについてはまた現場のほうとも話をして、対策を講じていきたいというふうに思っております。

**○西原好文議長**

3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

じゃ、3点目になります。すみません、別々に言ってしまっ。

小学校、中学校の体育館での話です。最近よその市町の熱中症対策、いろいろ私なりに調べてみましたら、体育館ですね、熱中症グッズ、熱中症応急グッズみたいなのが置いてあって、生徒たちも気軽に使えるような感じになっています。中には冷却スプレーだったり、冷却ジェル、あと扇子、うちわですかね、そのようなもの、あと補水液ですか、経口補水液、もちろん塩分の入ったあめ、そんなものがありますけれども、これも学校に聞いたら、そういったものをつけてもらえると助かりますという返答が私には来ました。

私は親の意見として聞いたんですけれども、行政の方にそれを学校側がお願いしたりするのは、何かまたちょっとニュアンスが違うのかなと思ったりも、それを聞いて分かりました。その辺、一旦体育館のほうでまた、つけたほうがいいのか、つけないほうがいいのか、必要なのかどうなのか、そこを検証されてみてはどうでしょうか、お願いいたします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。吉田教育長。

**○教育長（吉田 功）**

先ほどの御指摘の分も併せて、現場のほうと確認をしながら進めていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

**○西原好文議長**

3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

ありがとうございました。この熱中症の対策については、今後我々議会もしっかり注視をしていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

次に行っていていいですか。

**○西原好文議長**

次どうぞ。3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

続いて、再度問う、AED設置についてということで3点上げております。

まず、1点目、現在の設置場所の確認について。これは確認だけです。現在、今の設置場所の確認です。お願いいたします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務課長。



**○総務課長（山中晴巳）**

それでは、質問にお答えします。

昨年の9月議会で同じ質問を受けておりました。そのときは、町内7か所の施設に設置をしていたということですが、昨年に1か所、そして今年5か所増設をしまして、13か所町内の施設には設置をしているということでもあります。

以上です。（「場所を口頭でお願いいたします」と呼ぶ者あり）

場所については、まず、庁舎のほうに1つ、それからネイブルに1つ、それから老人福祉センターに1つ、みんなの公園に1つです。それからB&Gのほうに1つ、さわやかスポーツセンターのほうに1つ、花山球場に1つ、それから高砂グラウンドに1つ、弓道場に1つであります。

それから、学校のほうが、幼児教育センターに1つ、小・中学校それぞれ1つ、それからうるるに1つということで、全体で13か所の設置であります。

**○西原好文議長**

3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

この新しくついたAEDなんですが、これはどちらに聞いていいんですかね。課長これは広報等で設置場所の掲載をされていくんでしょうか。今度の新しい場所ですかね。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

町民の皆さん宛てに10月号の広報で周知をするように考えております。

まず、庁内施設のAEDの設置場所、それと、AEDの簡易な講習の動画サイトを御紹介するURコードをつけて広報をしたいと考えております。

以上です。

**○西原好文議長**

3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

10月の広報に載せるということなんですが、これは課長、何回か載せていただけないですか。なかなか目を通さない方もいらっしゃると思うので、何回かこの設置箇所、動画につい

てはそういうスペースがあれば常時載せてもいいのかなと思っていますけれども、何回か、1年なら1年、僕はずっとAEDの設置箇所は載せていてほしいですけれども、それをお願いできますか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

広報の紙面も制約がありますので、可能な限り年に2回ぐらいを目途に町民の方に周知をするように考えています。

以上です。

**○西原好文議長**

3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

ぜひお願いしたいと思います。

そしたら、2番目ですけれども、小・中学校体育館の新規設置についてということで質問を出しております。

今、小学校、中学校はそれぞれ校舎内というか、玄関口というか、そこに1つずつ設置がされていると思いますけれども、これは前回私、一般質問の中で体育館につけてほしいというようなことを言ったと思うんですけれども、これは何で設置がなされなかったのかどうかというのを教えていただけないでしょうか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

今回新しくAEDを設置したのは社会教育施設で5か所でございます。各施設1AEDということで、町内全てそういうふうな考えのもとに設置をしております。

小・中学校については、現在玄関に1台ずつ設置をしております。体育館にもという御要望ございましたけれども、体育館も含めてという考えで1台を設置しているところでございます。

以上です。

**○西原好文議長**

3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

じゃ、課長にお伺いします。

1施設に1AEDとおっしゃいましたけれども、小学校、中学校それぞれ1施設に1AEDがついております。この小学校、中学校に1個で足りると思いますか、どうですか、お願いいたします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

現在、玄関にAEDを設置しておりますけれども、体育館のほうには玄関のほうにAEDがありますよという表示をさせていただいております。AEDのガイドラインによりますと、発作をされた現場から片道1分以内の密度というか、その配置ということが言われておりますので、その範囲内であるのかなというふうに考えております。また、場所の変更もあるのかなというふうにも考えております。

以上です。

**○西原好文議長**

3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

課長、ガイドライン、僕はベースラインと思っているんですけども、このAEDに関しては命を救うものですよ。課長も御存じのとおり、蘇生率、1分たてば7%から10%救命率が落ちます。この救命率というのは社会復帰ができるかどうかの救命率ですもんね。そのような中で、じゃ、学校の入口のところに置いてあるからと看板を出しておいて、実際体育館で心室細動が起きたとき、心肺停止が起きたとき、何人おるかも分からない状態で間に合うと思いますか。しかも、そのときAEDをうまく使う人がいないかもしれないですよ。学校の先生が1人、部活時やったら部活のコーチなんか1人おって、それで学生にちょっとAED取ってこいと、あたふたしますよ。これが目の前にあったら助からない命も私は救えると思うんですよ。ガイドラインでは1分以内だとか、何となくそこまで走って行って間に合うと思うんですけれども、課長このAEDを使う前、じゃ、いきなり体育館で人が課長の目の前で倒れました。まず最初何をしますか。ちょっと聞かせてください。

## ○西原好文議長

答弁を求めます。百武こども教育課長。

## ○こども教育課長（百武一治）

私もAEDの講習会は過去には受けた経験がございますけれども、実際目の前で心肺停止の方がおられたらちょっと動揺すると思います。そういう中でも、AEDの場所を知っておれば、そこに自分が行くか、誰かに行って取ってきてもらうか、あとその仕方についてもちょっと不安はありますけれども、開けたら誘導の状況があるということなので、そういうふうな対応をするのかなと思います。それもちょっと自信はありませんけれども。

倒れたら、やっぱり気道確保というか、そういったこと、それから心肺停止かどうか、そういったところの把握はすると思います。それと、救急、消防のほうにも電話を入れるとか、そういうことはできるかなというふうには考えております。

以上です。

## ○西原好文議長

3番金丸君。

## ○金丸祐樹議員

体育館で児童・生徒が倒れて、最初に何をするか。声かけとか、そういうふうなのは別として、まず119番ですね。それから、胸部圧迫をすると、それからAEDに入っていくと。その間、ほとんどの人は初めての経験なんですよ、そういう有事の際というのは。そのとき、じゃ、AEDを持ってきてくれと、自分は何をせんばいかん、これをせんばいかん。そのときに取りに行くよりも目の前にあったほうがいいと思いませんか。特に体育館、心肺停止の事故は多いです。特に15歳の生徒の体育館の中での心肺停止、これは事例がとて多いんですよ。

大町体育館、武道館、中学校それぞれありますけれども、大町体育館には設置されております。鹿島を見たらですね、鹿島はいろいろあります、七浦だったり、飯田だったり、鹿島西部・東部、これは体育館にほぼ全部今つきました。これはやっぱり必要だからなんですよ。

ガイドラインに沿ってじゃなくて——江北町はAED、生徒、児童を救うんだというこの思いは、ガイドラインに沿って、じゃ、もううちはやっているから、1施設1個の考えでいいと、そういうのはやめましょうよ。

これは、もしこういうふうな学生が倒れたときどうするかを本気で考えて、そこはやっぱ

り僕は設置をしてもらう方面でぜひ今日はお願いしたいです。どうですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

金丸議員からは、小学校、中学校に2台目をという御質問でありました。

今回実は、答弁の準備の段階で、教育委員会がそういうことだったら体育館にあと1台つけたいということで実は話を受けました。ただ、そこはよく考えたほうがいいんじゃないかということを実は私は言いました。何でかという、何というんですかね、予算に際限がなく、また、もう必要かつ十分な配置が町内全体としてできているのであればというか、やはり今回は体育館に設置したがいいんじゃないかと先ほど御自分でも言われたように、議員が質問したからということではなくて、設置していいけれども、真に必要な順番をやっぱり決めて、優先順位をつけていかないと、じゃ、次につけるべきところが町内全体を見回したときに、結果的には体育館かもしれない。ただ、そこを検証せぬまま今回質問に、何も今までしていないものだから、答えるために、じゃ、御指摘を受けたから体育館につけますということをつけることは私はよくないんじゃないかというふうに言いました。ですから、当然全体に優先順位をつけて、真に必要なだ、多分必要なんだと思いますけど、そしたらつけていいというふうに思っています。

先ほども熱中症のお話をされました。熱中症対策が必要か必要でないかということで議論をしているのであれば、それはあれですけれども、我々も必要だというふうに思っているわけですね、我々というか、教育委員会も。ただ、そこで足りないところがあれば当然御提案もいただきたいというふうに思いますけれども、例えばやっぱりその場の先生の判断でと、先生の判断じゃ駄目とおっしゃったけれども、そこに判断できるところに先生がいることであるとか、適切に判断するような知識を持っている先生がいるんだったら、やはり先生の判断でそういうことも決めていっていただかないと、教育委員会は事務局なものですから、その現場に一つ一つということにはもちろんならないので、ですから、熱中症対策ももちろん大事、足りないところはしっかりやっていきたいと教育委員会は思っていると思います。

AEDについても、もちろん小学校、中学校の体育館に多分必要だと思います。ただ、それだけを今回やりますということじゃなくて、それならばそれでしっかり全体を見てそういうふうに位置づけないと、言われたところだけやっていくということであれば、何も考えて

いない。何も検証しない。多分そうなると、今度もまた次、あそこも要るんじゃないか、じゃ、つけます。そういうことでは、我々責任を持って行政活動を行うということであれば、必要な、何というかな、そういう検証、検討も省いて、何か条件反射的にやることは私はよくないというふうに思っています。

ですから、教育委員会ともそういう打合せもしましたけれども、おっしゃったように、ガイドラインは少なくともクリアせんばいかんですけれども、やっぱりその上で必要であるところについては、当然、小学校、中学校の体育館に限らずつけないといけないと思いますので、どうしますかと言われても、もちろんやるんだと思っていますし、多分教育長からそういう答弁があると思いますけれども、そうしませんと、もちろん安全・安心が第一ということをおっしゃいました。ですから、安全・安心が大事やろうもんと言われても、もちろん安全・安心が大事というふうには思っております。

ただ、今度個別のことについては、やはりきちんと我々としても検証させていただいて、申し訳ないですけれども、優先順位をつけてさせていただかないといけないものですから、そういう中で今回御提案のAEDの追加についても、きちんと考えさせていただきたいという答弁であるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

#### ○西原好文議長

3番金丸君。

#### ○金丸祐樹議員

AEDの中学校・小学校体育館の設置に関しては、前回の一般質問で私は申し上げておりましたので、そこは優先順位をかなり高くして、子供たちのことなのでつけてほしいと改めてここでもう一回言います。

それと、学校の先生たちにそういうふうな専門知識があって、熱中症対策についてもいろいろ考えていらっしゃる。教育委員会も、熱中症対策するのもしないのか——もちろんする方向で、皆さん大変なことですが考えていらっしゃると思いますけれども、私が言っているのは、もう一回深い角度で、高い角度で熱中症対策、学校側と行政側と、もちろん父兄も入れて、そういう協議の場を作って本気で考えていければなと思っていますけど。

#### ○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

いつやったですかね、私タクシー会社のドライバーの方に建設課の職員にヒアリングに行かせました。何でかという、町内で交通事故が起こりそうなところ、危ないところというのは、実は我々もいつも通る道は通るんですけど、そうじゃない道も分からないもんですから、やはりちゃんと知っている人に教えてもらった方がいいだろうということで、そういうこともさせていただいたことがありました。

それと、通学路については、今、毎年通学路安全点検というのを合同でやっております。ですから、これは私から教育委員会の提案ですけれども、熱中症対策合同点検というんですか、そういういろんな場面でどういう対策が必要かということも、先ほど金丸議員からも御提案がありましたけれども、事務局と先生というだけではなくて、例えば保護者の方に入っていたりとか、やはりそういうことをやるのがいいんじゃないかなというふうに思いますので、金丸議員の答弁を兼ねて私からの教育委員会の提案というふうに御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

ぜひやっていただければと思います。

次、3番に行きます。

AED設置に伴って、新しく今回ついたわけですが、これはAEDがいろんなところについて、これは使えなければ宝の持ち腐れと思うんですよね。

私は前回の一般質問で、課長さんたちもぜひそういう訓練をやってくださいと、町長からは議員さんたちもやってくださいと言われました。実は、議員さんたちはまだできていません。もちろん夏季訓練がなかったこととか、理由にはならないですけども、そこは私、議長に話をして、ぜひ全員AEDの訓練を、講習、実技訓練をやっていこうと思っていますけれども、この訓練、講習について、新設されたAEDの箇所、その辺は課長どういうふうに今からお考えですか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務課長。

**○総務課長（山中晴巳）**

金丸議員の質問で、前回の質問の折に、私のほうが課長の講習について、課長会に諮って検討をするということで答弁をしておりました。それで、実際今年は研修はできておりません。ちょっと私のほうも今回また再質問を受けた段階で、庁舎にいる職員について講習を受けているかどうかの調査を行ったんですけど、職員については8割の職員が講習を实际受けております。課長についても9割の課長が实际研修を受けていたのでしていないというのは言い逃れになりますけど、私としては、そういったことで言っておりますので、消防本部のほうにも確認をしました。職員のほうで講習を受けたのも、1回受けたとか2回受けたというぐらいで、実際にAEDをその場ですぐ操作ができるかといったら、1回ぐらいではできないというようなことで、消防本部のほうからは3年に1回ぐらい講習を受けたほうがいいということもありましたので、これは絶対ということで、私のほうもほかに職員研修を行っております。その中に組み込んだところで講習ができたらということで、必ず実施したいというふうに思います。来年度というか、今年も、まだコロナ禍ではありますけど、消防署のほうもあんまり人間が多くなったらいけないというところもありますので、その辺は調整をしながら必ずやりたいというふうに思います。

#### ○西原好文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

今、総務課長が少し長目に答弁しましたけど、要は、ここでやりますと言ったけれども、まだ今のところやれていませんと、それだけであります。本当にそこは申し訳ないなというふうに思います。

ただ、議会のほうも恐らく金丸議員が働きかけて、音頭を取ってやっていただけるものだというふうにも思っておりましたので、そういう意味では別々にやる必要もないと思うんですよ。そこはぜひ総務課とも協議をしていただいて、事務局とも話をしていただいて、ぜひ合同でもやったほうがいいのかなと。

というのは、知っている者ばかりでやると、何となく気持ちが入らないところがあるものだから、逆にそうやって議員さんたちとやらせていただくことで、少なくとも課長たちは緊張感は持ってできるかなというふうに思います。

私も就任した年にB&Gで受けたきりなんですよ。1回は確かに救命も含めて受けましたけど、いざそういう場面に出くわしたときにできるかという、やはり自信がありません。



何となく見よう見まねでできるかしらなばってん、失敗したら怖いので、ほかにできる人がいたらそっちにしてもらいたいなというぐらいのことです。ぜひそのときには、課長会、議会合同でも講習会をしていただければ、そのときに私も参加したいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**○西原好文議長**

3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

何かの町の行事の折に、職員さんと議会合同でもぜひやっていけたらいいなと思っております。

それと、質問の最後になりますけれども、今度新しく高砂と花山とさわやかスポーツセンター、あと観音下の弓道場、そこに新設をされておりますけれども、そこを利用される関係者と申しますか、スポーツをされたりグラウンドゴルフをされたり、その方たちへの講習、実技、その辺はぜひ何とか行政の方で促してやっていただければなと思うんですけれども、その辺に対して答弁をお願いいたします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

社会教育施設に1台ずつAEDがついたということで、町民の方には広く目に触れるところになると思います。毎年4月の下旬ぐらいに各区のスポーツリーダーさんを寄せた講習会を開催しております。そういった機会を利用してAEDの講習会ができたというふうに考えております。

以上です。

**○西原好文議長**

3番金丸君。

**○金丸祐樹議員**

ぜひ男性の方だけでなく、女性の方にも参加をしてもらって、AEDが広く皆さんに使用いただけるように、そういう会をぜひお願いしたいと思います。

それと確認なんです、今日一般質問をした内容の中で、熱中症対策、もう一回いろんなことで検証していただければということ。それと、AEDの使用については、議員さん、課長

さん、職員さん合同なりなんなりでしっかり使用法を、いつでもそれが使えるようになるように実技講習を続けていただき、そのぐらいですかね、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わりたいと思ひます。

**○西原好文議長**

3番金丸祐樹君の一般質問をこれで終わります。

以上で本日の日程、一般質問は終了したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこれにて終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。御起立を願ひます。お疲れさまでした。

午後4時28分 散会